

# 大仙市 まちづくり計画

## 新市建設計画

### 大曲仙北合併協議会

大曲市・神岡町・西仙北町・中仙町・協和町・南外村・仙北町・太田町

平成 27 年 3 月変更 大仙市

平成 28 年 9 月変更 大仙市



# 目 次

第1章	はじめに	1
第1節	計画策定の方針	1
第2節	合併の必要性	4
第2章	新市の姿	9
第1節	位置と地勢	9
第2節	気候	10
第3節	面積	11
第4節	人口・世帯	12
第5節	行政施設	15
第3章	将来見通し	16
第1節	人口	16
第2節	世帯数	19
第3節	経済の見通し	21
第4章	まちづくりの基本方針	25
体系図	新市まちづくりの体系	25
第1節	新市の将来像	26
第2節	まちづくりの基本目標	27
第3節	まちづくりの基本方針	28
第4節	土地利用等	30

第5章 新市の施策.....	33
第1節 大人から子どもまで安心して健やかに暮らせるまちづくり.....	33
第2節 大らかで心の豊かな人を育むまちづくり.....	38
第3節 希望ある若者が意欲的に働けるまちづくり.....	42
第4節 何世代にもわたり豊かな自然を守り育てるまちづくり.....	46
第5節 生活の基盤が整ったまちづくり.....	49
第6節 仲間と温かくふれあえるまちづくり.....	53
第7節 快適で安全に暮らせるまちづくり.....	56
第8節 21世紀に相応しい自立と協働のまちづくり.....	60
第6章 新市における秋田県事業の推進.....	65
第7章 公共施設の適正配置と整備.....	67
第1節 既存施設の統合・整備.....	67
第2節 新規施設の効率的整備.....	68
第8章 財政計画.....	69
第1節 歳入.....	69
第2節 歳出.....	70
歳入歳出の推移.....	71

# 第1章 はじめに

## 第1節 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

この計画は、平成15年3月に策定した新市将来構想において描いた、大曲・仙北地域の8市町村（大曲市・神岡町・西仙北町・中仙町・協和町・南外村・仙北町・太田町）にて共有すべき、合併後の新市のイメージ・統一した目標を、着実に実現していくために、計画期間内に実施していくべき具体的な取り組み（事業等）をとりまとめたものです。

なお、具体的な取り組みのうち、事業に関しては、新市の全分野における個別事業をもれなく掲載するのではなく、新市のまちづくりにおける主要な事業および特徴的な事業のみを抽出して掲載することとしました。

8市町村を取り巻く状況は大きく変化し、今まで以上に将来を見通すことが難しい時代になりつつあります。こうした時代だからこそ、将来のあるべき姿をしっかりと見据えようとする意志と今後取り組むべき事柄を明らかにする計画性が求められています。

また、これからのまちづくりを進めるにあたって、まず8市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ることが必要ですが、その根本には住民が主体的に考え、住民にできること、行政にできること、そして住民と行政がともに活動することなどを明確化することが必要となっています。この計画でとりまとめた具体的な取り組みは、行政で実施・推進していくものが少なくありませんが、全てを行政で取り組んでいくことは困難であり、住民による主体的な取り組みは必要不可欠です。

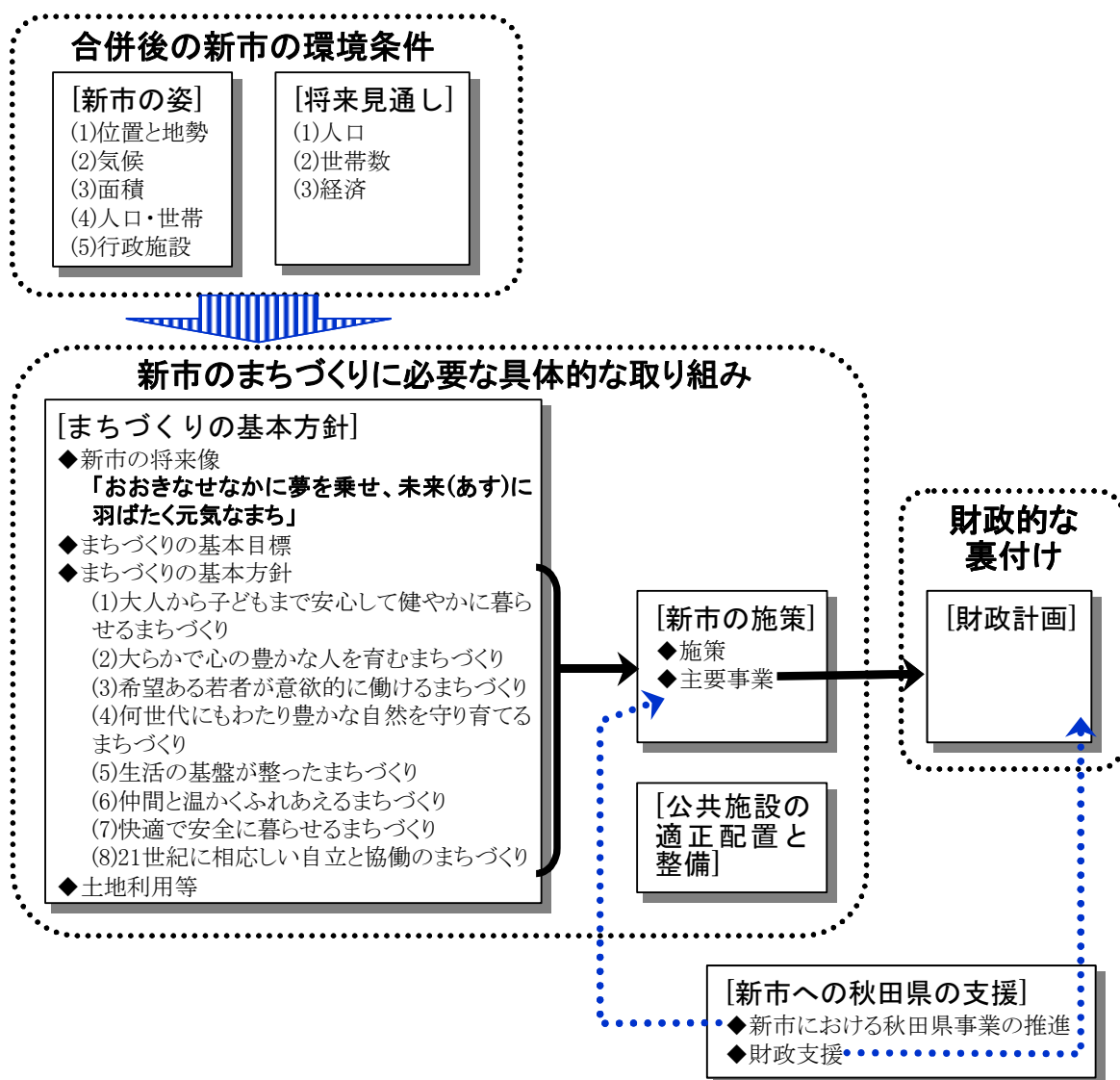
住民と行政がともに手を携え、将来構想で目指す新市のまちづくりを計画的に進めていくために、長期的な行政運営の指針としてだけでなく、住民と行政の協働の土台として、この計画に基づき、夢のあるまちづくりを進めていくこととします。

## (2) 計画の構成

全体としては8章構成としました。第2章において合併後の新市の姿を、第3章において新市における人口や経済等の見通しをそれぞれ明確化し、それら新市を取り巻く環境条件に基づき、第4章で新市の将来像や基本方針を設定、第5章にて第4章の方向性を実現する為の具体的な取り組みを整理し、第8章にて第5章でまとめた取り組みに必要な財政的裏づけを整理しています。

なお、合併特例法第5条第1項に定められている4つの記載項目と、この建設計画との関係は次のようになっています。

合併特例法第5条第1項	新市建設計画
①合併市町村の建設の基本方針	第4章「まちづくりの基本方針」
②合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項	第5章「新市の施策」 第6章「新市における秋田県事業の推進」
③公共的施設の統合整備に関する事項	第7章「公共施設の適正配置と整備」
④合併市町村の財政計画	第8章「財政計画」



### **(3) 計画の期間**

この計画の計画期間は、合併後の平成 17 年度から平成 31 年度までの 15 年間とします。

### **(4) 計画実現の方策**

#### **i) 進捗管理と見直し**

絵に描いた餅ではなく、実際に実現を図っていく実効性のある計画とするため、定期的に計画の進捗管理を行い、達成状況によって常に取り組み内容や取り組み方を見直していきます。

また、策定以降の社会経済情勢や財政状況等新市を取り巻く環境条件の変化にも適切に対応したまちづくりを展開するために、計画内容を必要に応じて見直していくこととします。

これら進捗管理や見直しにおいては、計画そのものが住民と行政の協働の土台であることから、住民に進捗状況を報告・公表すると同時に、住民と行政とが共に知恵を出し合いながら必要な検討・見直しを図っていくこととします。

#### **ii) 新市の総合計画への引き継ぎ**

地方自治法第 2 条第 4 項により、市町村は総合的かつ計画的な行政運営のための基本構想を定め、それに即してまちづくりを行うことが定められていることから、合併後の新市においては基本構想を含む総合計画の策定が必要となります。

この建設計画は、合併後の新市のまちづくりを計画的に実施していくための住民と行政の協働の土台であることから、新市の総合計画はこの建設計画と全く別物と位置づけるのではなく、新市の総合計画が策定されるまではこの建設計画をベースにまちづくりを展開すること、新市の総合計画の内容はこの建設計画に準じ、引き継いでいくこととすることで、合併協議会や 8 市町村の住民で知恵を出し合いとりまとめたこの計画を活かし、着実に計画内容を実現していけるように努めます。

## 第2節 合併の必要性

### (1) 自治能力の向上

#### i) 自己決定・自己責任の行政展開の体制整備

国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性、自立性を高めようとする地方分権の進展により、住民に最も身近で住民の声を最も反映しやすい自治体である市町村の権限や責任が拡大しています。市町村は、地方分権の受け皿として、自ら考え、自らの責任で、自ら積極的に取り組める能力、及び分権により増加する事務量に無理なく対応する能力を十分に有する必要が生じています。

このように、地方分権に対応した自己決定・自己責任の行政執行の体制を整備することが急務となっていますが、現状ではそのような能力は十分であるとは言えませんし、体制整備に向けて職員を大幅に増員するなどの取り組みを単独の市町村で行うことは極めて厳しい状況となっています。このため、市町村の規模を拡大することで、はじめて求められるような体制が整えうると考えられます。

#### ii) 専門的で質の高い行政サービスの提供

高度成長を経て「一億総中流社会」へと社会の同質化・成熟化が進行した結果、比較的同種かつ生活に密着したニーズに集中していた昔とは異なり、現在は、個人・個性が尊重され、趣味や価値観の多様化が進んだことにより人々の持つニーズも多様化・高度化しています。

そのため、行政に対して求めることも、年齢・性別・生活レベル・趣味や価値観など様々な違いによって千差万別になってきています。

これからますます地域の独自性が求められ、地域間競争が激化する時代には、これら多様化・高度化するニーズを的確に捉え、専門的で質の高い行政サービスを提供することが、市町村には求められています。しかし、多様なニーズへの対応には財政的にも人的にも少なからぬ負担が必要であり、単独での取り組みには限界があることから、8市町村の行政が一体となって効率的に行財政の運営を進めることで、きめ細かい住民サービスを十分に提供できるようになる必要があります。

#### iii) 行政組織の強化（人的資源の充実）

地方分権の進展により各自治体は、地域の特性・課題・ニーズ等に合致した、地域独自の効果の高い施策の立案・展開が求められる時代になっています。そのためには、従来のように国が決めたことを一律に実施するのではなく、十分な現状調査等に基づく綿密な企画・立案が必要になることから、自治体職員は、単なる事務遂行・処理能力だけではなく専門的な能力も求められます。

また、自治体の総合的な地域経営能力、中でも職員の政策立案能力・事務処理能力の違いが地域の行政サービスレベルの差や地域活力などに直接的に影響することが予想されます。しかし、現状では規模の小さい市町村ほど一人の職員が複数の業務を抱えており、市町村規模の拡大によりマンパワーの厚みの増大や専門的人材の確保などを図ることによって、これらの能力の拡充・向上に努めていく必要があります。



## **(2) 地方行政の構造改革**

### **i) 広域的な行政サービスの提供、地域づくり**

現在の市町村数3,200余りという基礎が作られたのは、昭和30年前後に行われた昭和の合併の時です。その後50年近くを経た今日まで、基本的な行政体制はそのまま維持されています。社会経済の発展に伴い、事業者等の経済活動は進展するとともに人々の生活水準も向上し、その活動範囲は一段と拡大・広域化しています。その結果、生活圏と行政区域との乖離という問題が生じてきており、市町村行政のあり方に検討を加えるべき時が来ていると言えます。

8市町村においても、秋田自動車道の全線開通や地域高規格道路の整備等高速交通体系の整備、およびそれらに連結する国道・県道・生活道路等地域道路網の整備は、人やモノの移動を活発化させ、住民の日常生活圏や事業者の商圈など経済圏をますます拡大させています。

これら生活圏の広域化等に伴って生じる広域的な課題に対し、8市町村では、既に大曲仙北広域市町村圏の一員として、圏域での一体的な取り組みを進めています。しかし、広域行政は関係市町村における十分な調整・検討による意見の一致（コンセンサス）が必要となるために弾力的かつ機動的な対応が難しく、また原則として各構成市町村の協調と自主性を尊重することが前提となるために、より効率的な行財政機構での事業展開を目指すには限界があります。

そこで、広域的なサービスの提供を弾力的かつ機動的に行うためには、合併による一体的な行財政機構での取り組みが必要となっています。

### **ii) 広域的な施設の効率的利用**

自治体は、充実した住民サービス提供のために、様々な公共施設を整備し、利用あるいは住民への供用を行っていますが、単独の自治体で住民の要望に対応したすべての施設を整備することは、建設費用のみならず建設後の維持管理においても大きな財政負担・人的負担がかかることから、地方財政状況が厳しい現状では難しくなっています。

また、各市町村で既に多くの施設が運営されており、各市町村でのそれらの維持管理にかかる負担は大きく、総合的かつ計画的な見地から効率的に整備・運営する必要があります。合併により近隣で重複する施設の統廃合を進めることで負担を軽減するほか、他用途へ転用することによる新設費用の大幅な縮減を図っていく必要があります。

### **(3) 社会システムの変化への対応**

#### **i) 人口減少、少子高齢化、過疎化に対応した行政サービスの提供**

8市町村は、昭和55年以降連続して人口の減少が続いています。全国的な出生率の低下と同様にこの地域においても出生率は低下しているのに加え、子どもを産む世代およびその次の若い世代が地域外へ流出しているために少子高齢化、過疎化が顕著になっています。

活力ある地域へと発展させていくためには、このような地域の重要課題を解決していく必要があります。若年層を中心とした定住の促進、高齢者の活発な活動の促進が急務となっています。そのためには快適にいきいきと暮らせるようなきめ細かなサービスの提供が求められますが、このようなサービスの提供には財源と要員が必要となることから、合併により行財政基盤の拡大・強化を進め、サービスが提供できるようにする必要があります。

#### **ii) 行政サービス水準の向上**

社会の成熟化に伴い地域のニーズが多様化・高度化・複雑化しており、平均レベルの画一的なサービス提供には住民の満足度が得られないという難しい時代になっています。そのような状況において、地方分権により地域の個性的な取り組みが必要となっていると同時に、地方の自主性・知恵比べが明確化するようになってきています。

このような激しい地域間競争に勝ち抜き、人が生き、集うような地域とするためには、提供される行政サービスのレベルを競争力あるレベルにまで向上させる必要があります。具体的には、少子高齢化、過疎化といった地域事情を踏まえて、行政内部の効率化にとどまらず住民との一層の緊密化に近年の情報通信技術の発達による成果を活用することにより、地域固有の課題にマッチした個性豊かなサービスなどの提供が必要となっています。

### **(4) 21世紀の新しいまちづくり**

#### **i) 将来を見据えたまちづくりの実現**

21世紀を迎えた今、地方分権の進展に伴い自分たちの地域をどのようにしていくのか、自分の子や孫のために今後の地域社会の有り様をどう切り拓いていくのかを話し合っていく必要があります。

さらに産業構造の変化、低成長経済への地域産業の対応、高度情報通信社会の到来に対する取り組み、環境問題への対応、心の豊かさや人の個性が重視される時代等、地域を取り巻く様々な環境・課題に的確に対応していくことが求められています。

幸いこの地域には、これまで各市町村がそれぞれ独自に培ってきた地域の文化、資源、人材などがあります。これらの有機的な連携、活用により地域の希望ある将来に向けて様々な課題に取り組む必要があります。

## ii) 新しい視点に立った地域づくり、住民参加システムの確立

地域ニーズに的確に応え、地域の特性を活かした新しいまちづくりに挑んで行くためには、行政側からの一方通行的な意見や要望の聴取ばかりでなく、真に地域の特性やニーズを十分に把握している住民が主体的に考え、施策や事業の企画・立案に意見や要望を述べたり、参加したりしやすい環境の構築が必要不可欠です。

住民が主体となり、様々な形でまちづくりの主役となるよう位置づけ、行政とともに検討・実施する仕組みを確立する必要があります。

## iii) 財政支援を活用したまちづくり

市町村合併は、厳しい財政状況にある市町村が規模の拡大による効率化を進め、強固な行財政基盤を持つまちへと生まれ変わるための手段といえます。国（総務省）は地方分権に対応できる市町村を育成するために合併を奨励しており、様々な支援策を用意しています。

中でも合併後一時的に膨れ上がる経費や、行財政のスリム化を図っていくために発生する経費等を想定し、地方交付税の合併算定替や合併特例債の発行などの財政支援が用意されています。

合併によりこれら様々な支援策を最大限に活用し、強固な行財政基盤を持つ地域に生まれ変わると同時に、効率的かつ住民要望に沿った新しいまちづくりを進める必要があります。

## **(5) 行財政改革の推進**

### **i) 行財政基盤の強化**

長引く不況による税収の落ち込み、少子高齢化による保健・医療・福祉関連支出の増大などにより国も地方も財政構造が弱体化・硬直化しており、8市町村においても経常収支比率、公債費比率などの財政指標の数値が上昇し、厳しい状況となっています。今後さらに、地方分権や多様化する住民ニーズに対応するため様々な業務の増加が見込まれる中、これらに耐えうる行財政基盤の維持、構築は、現在の体制ではかなり難しいと言えます。

このため、合併により市町村の財政規模を大きく、かつ効率化することにより、多様で質の高い行政サービスの提供など地域間競争に勝ち抜く独自性のあるまちづくりを展開できる行財政基盤の強化が急務となっています。

### **ii) 透明で効率的な行財政運営**

住民が行政に全幅の信頼を寄せるためには、住民が納める税金を地域が良くなるよう無駄なく活用されていること、そのために行政が知恵を絞って取り組んでいることを住民に伝える必要があります。

これまでの情報公開は、行政文書を住民が閲覧し、行政の透明性を確保し、行政の公正さを見極める手段として捉えられてきました。

これからは、役所が自ら積極的に行政に内在する問題点を住民に情報開示することにより、まちづくりのパートナーとしての住民とあらゆる情報の共有を進め、一層透明性を確保するとともに、住民から無駄使いの指摘を受けないよう、効率的に事業展開・運営を行う必要があります。

### **iii) 効率的な行政組織の構築**

多様で質の高い行政サービスの提供など、地域間競争に勝ち抜く独自性のあるまちづくりを展開するには、直接的には要員や財源の十分な確保が必要となりますが、昨今の厳しい状況から、同じ内容の事業やサービスでも、より少ない職員・より少額の財源投入で実施可能な、効率的な行政組織を構築する必要があります。

## 第2章 新市の姿

### 第1節 位置と地勢

#### (1) 位置

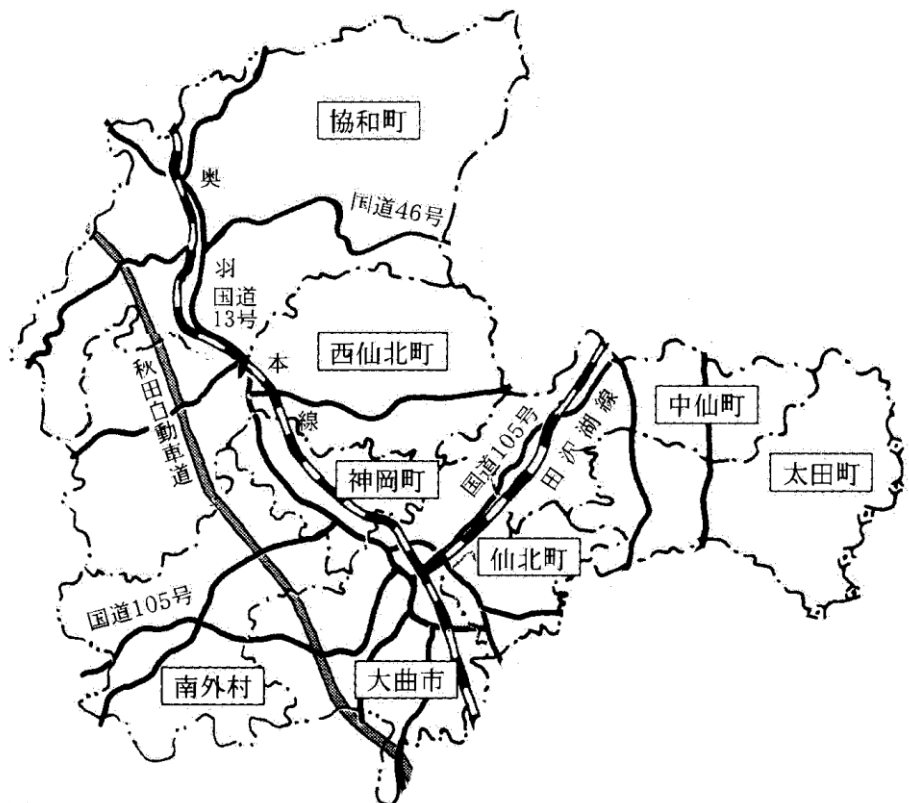
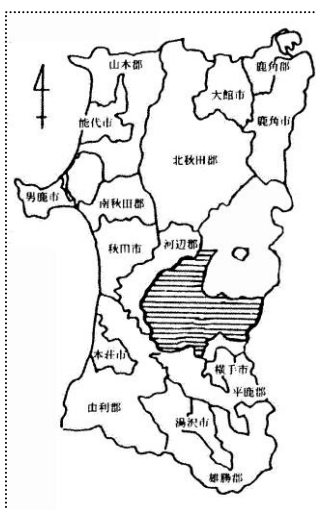
8市町村が合併して誕生する新市は、県南の内陸部に位置し、東は角館町や岩手県と、南は横手市・千畑町・六郷町・大森町・仙南村・大雄村と、西は雄和町・大内町と、北は河辺町・西木村と、それぞれ接しています。

古くから県南の交通の要衝であり、現在でも秋田新幹線や秋田自動車道をはじめとする鉄道・道路の結節点として拠点機能の強化が進んでいるため、県の8地方の一つである仙北地方の中心として国や県の様々な機関が設置されています。

秋田自動車道が整備されたことで、秋田空港へも身近になり、秋田新幹線と併せ首都圏からの一日行動圏に入っており、多彩な交流が可能な立地にあります。

#### (2) 地勢

新市は仙北平野の中央部に位置し、東方に奥羽山脈、西方に出羽丘陵が縦走し、その間を流れる雄物川とその支流である玉川に沿った、県内有数の肥沃な穀倉地帯です。



資料:「第四次大曲仙北広域市町村圏計画」

## 第2節 気候

東西が山に囲まれているために内陸型の気候を示し、県内でも豪雪地に属する積雪寒冷地帯です。気温は冬季においては秋田市等日本海沿岸地域と比較すると低く、また夏は比較的高温多湿です。

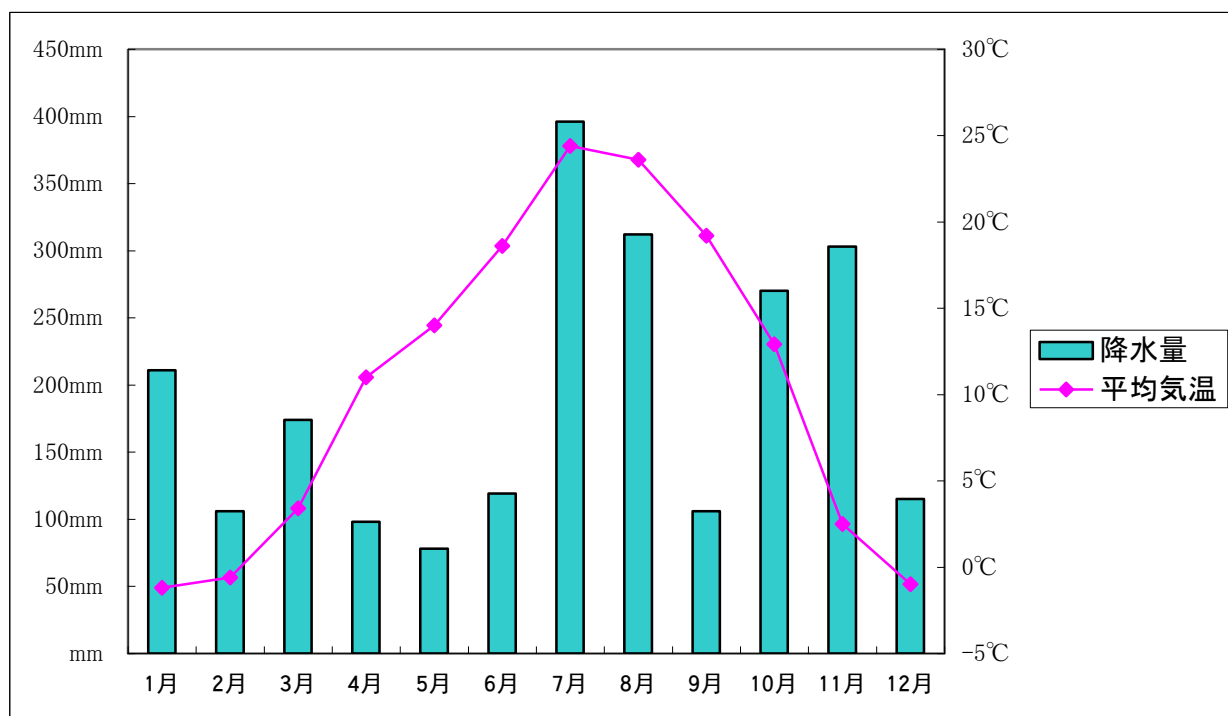
大曲アメダスポイントの月別気象データ(平成14年)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月平均	年平均
平均気温	-1.2	-0.6	3.4	11.0	14.0	18.6	24.4	23.6	19.2	12.9	2.5	-1.0	10.5	10.1
降水量	211	106	174	98	78	119	396	312	105	270	303	115	190.6	139.3
風速	1.4	1.4	1.6	1.4	1.1	1.0	0.7	0.7	0.6	0.8	1.1	1.1	1.1	1.8

資料 秋田地方気象台

注:年平均は1971~2000年の平均

単位:平均気温は「度」、降水量は「mm」、風速は「m/s」



### 第3節 面積

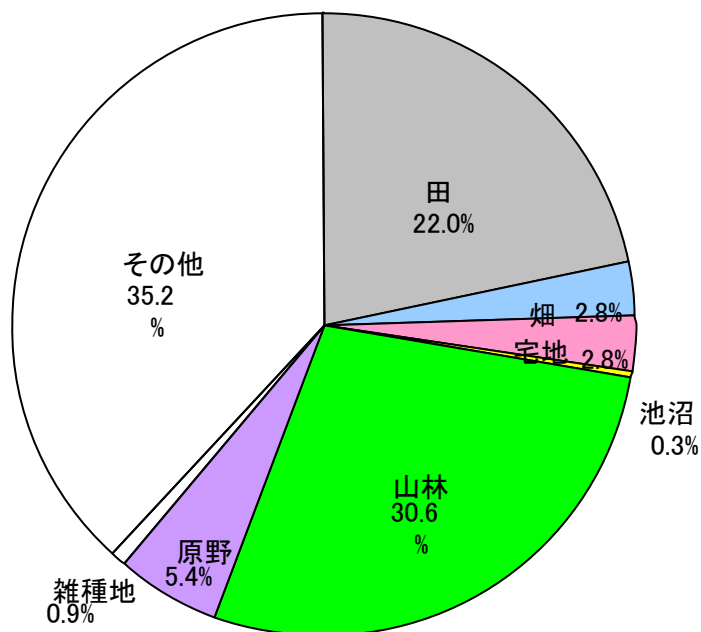
8市町村を合計した新市の面積は866.68km<sup>2</sup>となります。広大な市域の1/3は山林・原野が占めますが、田畑も1/4と大きな構成比となっており、新市は自然豊かな農業地域という特徴を持っています。

#### 地目別面積

市町村名	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
大曲市	104,690	39,078	5,266	8,178	301	9,016	9,933	1,407	31,511
神岡町	35,160	14,214	1,744	1,879	259	5,296	4,936	680	6,152
西仙北町	168,400	23,965	5,354	2,937	979	100,265	7,788	635	26,477
中仙町	78,920	34,763	2,117	2,891	45	6,716	8,860	665	22,863
協和町	247,740	20,212	5,311	2,442	537	65,532	9,345	2,989	141,372
南外村	98,850	10,293	2,538	1,389	375	74,340	2,782	403	7,009
仙北町	29,560	20,843	497	2,196	14	228	246	480	5,056
太田町	103,360	27,172	1,311	2,331	71	3,976	2,500	659	65,340
合計	866,680	190,540	24,138	24,243	2,581	265,369	46,390	7,918	305,501
構成比(%)	100.0	22.0	2.8	2.8	0.3	30.6	5.4	0.9	35.2

資料 各市町村「固定資産の価格等の概要調書」(平成15年1月1日現在)

単位: 千m<sup>2</sup>



## 第4節 人口・世帯

### (1) 人口・世帯

8市町村合計での人口は継続して減少傾向にあります。年齢構成で見ると、64歳以下の人口減少、65歳以上の人口増加が顕著であり、平成12年には65歳以上の人口が約1/4を占め、少子高齢化が急速に進行しています。

人口の減少傾向とは逆に、世帯数は着実に増加しているため、1世帯あたりの構成人員は減少が続いており、独居高齢者のような単身世帯や核家族化が進行していることがうかがわれます。

就業人口も総人口の減少に合わせて減少しています。経済のサービス化の流れがこの地域においても進んでおり、第1次産業から第3次産業へのシフトが進んでいます。

#### 人口と世帯数の推移

	人口				世帯	1世帯当たり 構成員数	就業者数人口			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上			総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和55年	106,893	24,741 23.14%	71,016 66.44%	11,136 10.42%	26,538	4.03	55,637	20,146 36.21%	12,402 22.29%	23,089 41.50%
昭和60年	105,797	23,417 22.13%	69,180 65.39%	13,200 12.48%	26,798	3.95	54,485	17,905 32.86%	13,567 24.90%	23,013 42.24%
平成2年	103,563	18,120 17.50%	67,986 65.65%	17,457 16.86%	27,132	3.82	54,128	13,815 25.52%	16,809 31.05%	23,504 43.42%
平成7年	100,879	15,413 15.28%	63,972 63.41%	21,494 21.31%	27,702	3.64	51,994	10,217 19.65%	16,964 32.63%	24,813 47.72%
平成12年	98,326	13,225 13.45%	59,726 60.74%	25,375 25.81%	28,619	3.44	50,089	7,710 15.39%	16,377 32.70%	26,002 51.91%

資料 国勢調査

### (2) 人口動態

人口動態（次表）を見ると、人口減少の多くが自然減であり、少子高齢化のため、高齢者の死亡数に出生数が追いつかない状況です。出生率は8市町村が特別低い訳ではなく全国共通に低調であることから、高齢者が残り、子供を産み育てるべき年齢層、あるいはその次に位置する年齢層が8市町村外に流出してしまう社会減が自然減の要因であり、若年層を中心とした人口流出が根本的な原因と考えられます。

#### 人口動態の推移

	自然動態			社会動態			年間差増
	出生	死亡	差増	転入	転出	差増	
平成10年度	707	870	-163	2,837	3,029	-192	-355
平成11年度	690	1,081	-391	2,737	2,903	-166	-557
平成12年度	726	1,119	-393	2,951	3,030	-79	-472
平成13年度	669	1,143	-474	2,770	3,172	-402	-876
平成14年度	654	1,086	-432	2,490	2,779	-289	-721

資料 各市町村住民基本台帳

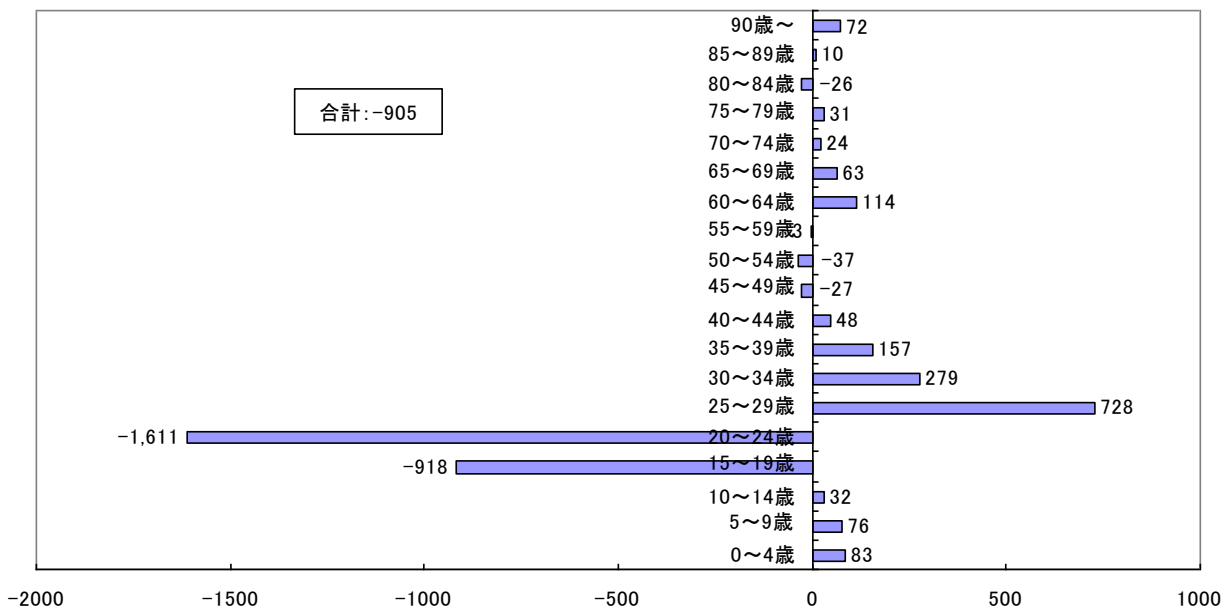


### (3) 転出・転入状況

#### i) 年齢別

平成7年から平成12年までの5歳級別転出・転入状況（次表）をみると、15歳から24歳にかけて転出が転入を大きく上回り、2,529人も8市町村外へ流出していることから、若年層が就職や進学などを契機に8市町村外へ流出していることがうかがえます。その後、25歳から29歳にかけては転入が転出を上回り、大学を卒業した若年層のUターンなどが進んでいることがうかがえますが、流出者数には及ばず、10歳代・20歳代の流出が大きく、新市の担い手となる若年層の流出が進んでいることが分かります。

5歳級別転出・転入状況(平成7年と平成12年の2時点間)



資料 平成12年国勢調査

#### ii) 8市町村内

平成7年から平成12年までの8市町村内の転出・転入状況（次表）をみると、大曲市・協和町・神岡町・中仙町では転入が転出を上回って人口が流入している一方、西仙北町・南外村・仙北町・太田町では転出が転入を上回って人口が流出しています。特に、人口の流出先は大曲市、流出元は西仙北町に集中しており、8市町村内でも人口の動きには偏りがあることが分かります。

8市町村内の転出・転入状況(平成7年と平成12年の2時点間)

	転出先・転入元																転入- 転出
	大曲市		神岡町		西仙北町		中仙町		協和町		南外村		仙北町		太田町		
	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	
大曲市			83	84	65	127	73	82	39	52	25	75	116	151	61	96	205
神岡町	84	83			34	39	7	10	9	7	14	32	12	3	2	6	18
西仙北町	127	65	39	34			15	10	56	21	16	13	12	11	3	3	-111
中仙町	82	73	10	7	10	15			13	2	0	4	11	20	19	30	6
協和町	52	39	7	9	21	56	2	13			2	3	2	8	4	5	43
南外村	75	25	32	14	13	16	4	0	3	2			2	2	1	2	-69
仙北町	151	116	3	12	11	12	20	11	8	2	2	2			21	13	-48
太田町	96	61	6	2	3	3	30	19	5	4	2	1	13	21			-44

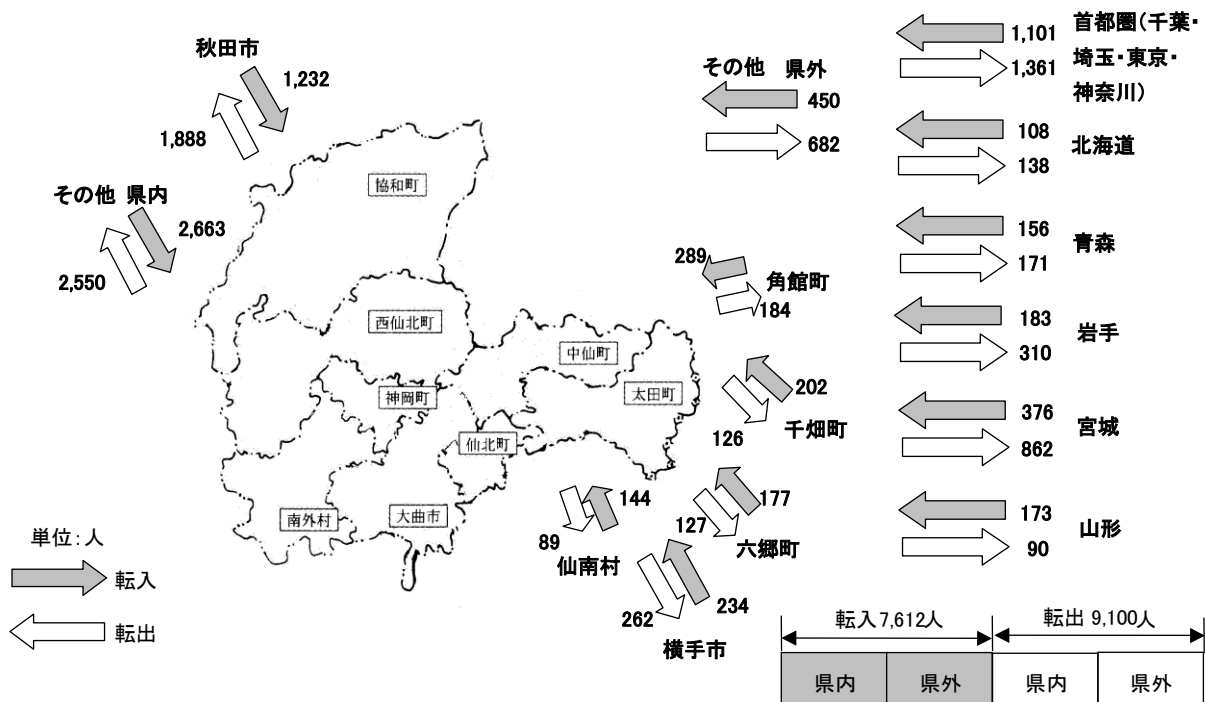
資料 平成12年国勢調査

### iii) 8市町村外

平成7年と平成12年の2時点間での8市町村外との転出・転入状況（次図）をみると、転出が転入を上回り、8市町村から人口が流出しています。県内については秋田市・横手市・角館町等との転出・転入の動きが盛んですが、秋田市や横手市など比較的規模の大きい市との間では転出が転入を上回って人口が流出しており、特に秋田市へは656人が流出しています。一方、角館町や六郷町など規模の小さい町村との間では転入が転出を上回っており、8市町村内へ人口が流入しています。

県外との転出・転入状況をみると、首都圏・宮城県・岩手県などとの関わりが強く、特に首都圏との転出・転入の動きが盛んであるほか、宮城県には8市町村から486人が流出しています。隣接している県からは、山形県からのみ転入が転出を上回っています。

転出・転入状況(平成7年と平成12年の2時点間)



資料 平成12年国勢調査

## 第5節 行政施設

8 市町村それぞれで既に多数の施設を整備しており、新市は比較的多様で多数の施設を抱えることとなります。必ず整備されている学校教育関連施設は別として、特に高齢者福祉関連サービス施設や、公民館・集会施設等の社会教育施設、スポーツ・レクリエーション施設といった、住民サービスの向上に資する各種の施設が数多く整備されています。

合併後は施設の統廃合や他用途への転用などにより、現時点で手薄あるいは未整備の施設の充実を新設に比べて少ない費用で図ることができます。

		合計	大曲市	神岡町	西仙北町	中仙町	協蘇町	南外村	仙北町	太田町
消防・防災	消防署	1	(1)							
	消防分署	6		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		(1)
環境	清掃センター	1	(1)							
	浄水場	25	2	3	7	4	8	1		
	斎場	2	(1)		1					
	一般廃棄物最終処分場	7		2	1	1		2		1
保健医療	保健所	0								
	保健センター	7	1		1	1	1	1	1	1
	病医院・診療所	7	2			2	1			2
社会福祉	老人憩いの家	10	2		1	4	3			
	特別養護老人ホーム	8	(2)	(1)		1	1	(1)	(1)	(1)
	高齢者活動施設	2	1							1
	在宅介護支援センター	5	1	1		1	1	1		
	福祉センター	2	1	1						
	更生施設	1	(1)							
	職業訓練センター	1	1							
	勤労者福祉センター	1	1							
	働く婦人の家	1	1							
	公営住宅（戸数）	512	252	48	47	12	69	24		60
	勤労青少年ホーム	1	1							
	老人保健施設	2			(1)	1				
	保育所(園)	33	13	1	5	5	5	1	2	1
	児童館	65	31	8	2	3	1	6	8	6
学校教育	幼稚園	10	2	1	1	1		2	1	2
	小学校	31	8	2	4	4	6	2	2	3
	中学校	12	3	1	2	2	1	1	1	1
	学校給食センター	8	1	1	1	1	1	1	1	1
社会教育	文化会館・ホール	4	1			1	1		1	
	公民館	34	13	5	1	7	5	1	1	1
	集会・研修・交流施設	42			5	1	22	10	1	3
	図書館(室)	6	1	1	1		1		1	1
スポーツ・レクリエーション	博物館・美術館・資料館	10	1				3	1	5	
	野球場（面）	16	6	3	1	1	1	2	1	1
	体育館・屋内運動場	14	1	1	1	2	4	1	2	2
	武道館	3	1						2	
	陸上競技場	1	1							
	テニスコート（箇所）	15	5	1	1	2	2	1	2	1
	スキー場	8	1	1	1	1	1	1	1	1
	プール	4	1	2					1	
	牧場	3	1	1			1			
	青年の家	1				1				
温泉保養施設(三セク除く)	8		1		1	1	1	1	3	
公園・農村公園等	102	29	5	9	9	11	4	9	26	

( )内数字は、一部事務組合等

平成15年4月1日現在

# 第3章 将来見通し

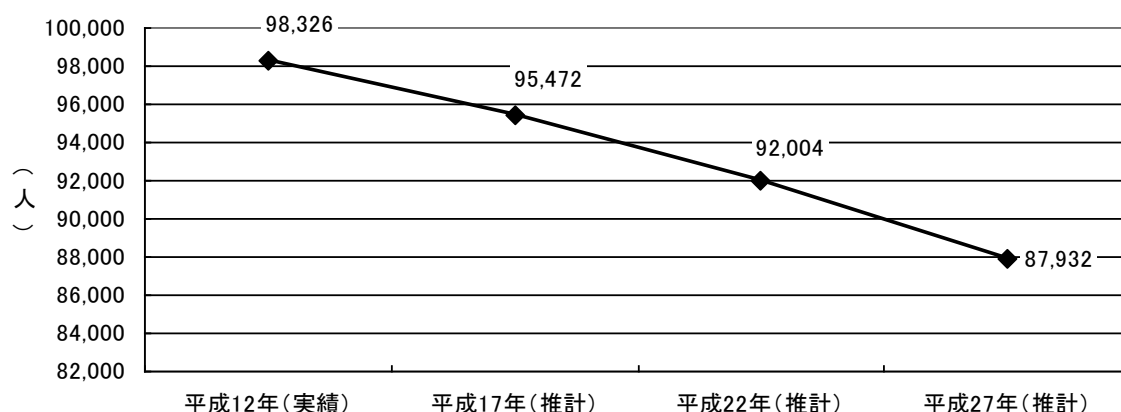
## 第1節 人口

### (1) 総人口

新市の人口は平成12年の国勢調査によると98,326人となっており、平成7年からの5年間で2,500人程度減少しています。少子化が進行していることから、わが国の人口は平成18年にピークを迎えた後に減少に転じることが予想されており、既に23道県において平成7年から平成12年にかけて人口が減少しています。

国勢調査と平成14年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口に係るデータに基づき、将来の人口の変化を自然動態（出生と死亡の差）と社会動態（転入と転出の差）に分離して推計する方法（コーホート法）を用いて将来人口を推計すると、新市の人口の減少傾向は今後も続き、平成27年には88,000人程度になると見込まれます。

平成12年(実績)	平成17年(推計)	平成22年(推計)	平成27年(推計)
98,326人	95,472人	92,004人	87,932人



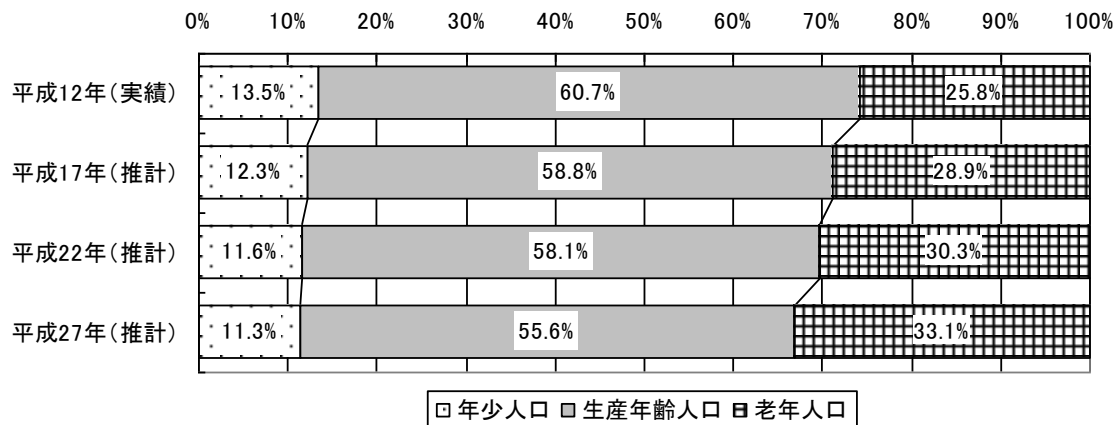
資料:平成12年は国勢調査、それ以外は国勢調査データを基にした推計

## (2) 年齢別人口

全国的な年齢階層別人口をみますと、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の構成比は減少する一方、老年人口（65歳以上）の構成比は増加しており、新市においても同様の傾向がみられます。平成7年には年少人口・生産年齢人口・老年人口の構成比は15.3%・63.4%・21.3%でしたが、平成12年にはそれぞれ13.5%・60.7%・25.8%となっており、少子高齢化が着実に進んでいることが分かります。

今後も、新市においては少子高齢化が一層進み、年少人口・生産年齢人口の構成比は今後も一貫して減少し、平成27年にはそれぞれ11.3%・55.6%へと低下する一方、老年人口については一貫して上昇し、平成27年には33.1%にまで上昇すると見込まれ、超高齢社会が到来することが予測されます。

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数(人)	構成比(%)	推計値(人)	構成比(%)	推計値(人)	構成比(%)	推計値(人)	構成比(%)
合計	98,326	100.0	95,472	100.0	92,004	100.0	87,932	100.0
0～14歳	13,225	13.5	11,705	12.3	10,652	11.6	9,954	11.3
15～64歳	59,726	60.7	56,190	58.8	53,484	58.1	48,852	55.6
65歳以上	25,375	25.8	27,577	28.9	27,868	30.3	29,126	33.1



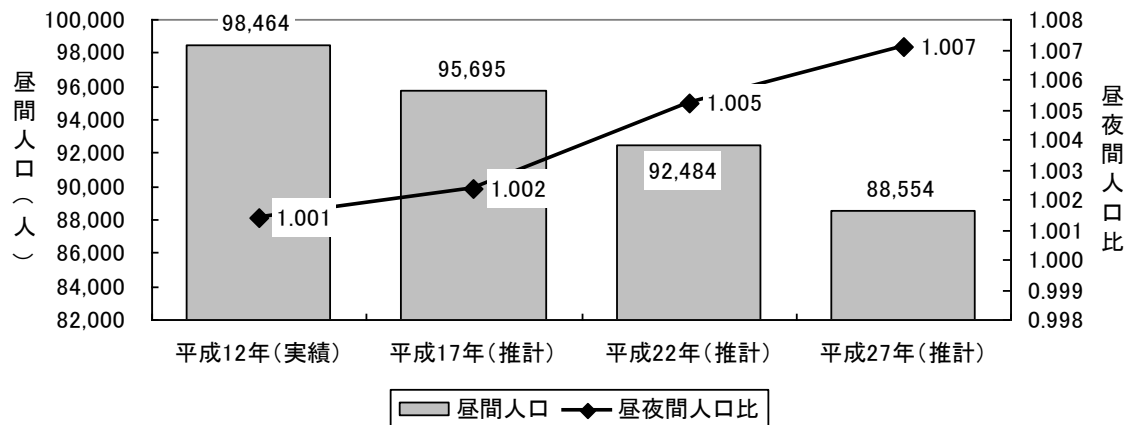
資料:平成12年は国勢調査、それ以外は国勢調査データを基にした推計

### (3) 昼間人口

平成12年の新市内へと新市内への就業者・通学者の流入・流出状況をみてみますと、就業者では流入者が流出者を828人上回っているものの、通学者では流入者が流出者を690人下回っており、差し引き138人が流入しています。

前述の人口を前提として、昭和60年から平成12年の新市内へと新市外への流入・流出状況に基づき、将来の就業者・通学者の流入者数と流出者数を推計してみますと、就業者では流入者数が流出者数を上回るペースで増えるため、流出者数を差し引いた流入者数は増加すると予測されます。通学者では流出者数が流入者数を上回るペースで減るため、流入者数を差し引いた流出者数は減少することが見込まれます。このため、就業者と通学者をあわせた流入者数と流出者数の差は増加し、その差を人口に加えた昼間人口の人口に対する割合（昼夜間人口比）も、緩やかではありますが上昇することが見込まれます。

		平成12年(実績)	平成17年(推計)	平成22年(推計)	平成27年(推計)
人口		98,326	95,472	92,004	87,932
就業者	流入	9,109	9,392	9,906	10,183
	流出	8,281	8,716	9,049	9,234
	流入－流出	828	676	857	949
通学者	流入	1,101	1,174	1,055	943
	流出	1,791	1,626	1,433	1,270
	流入－流出	-690	-452	-377	-327
流入－流出		138	224	480	622
昼間人口		98,464	95,695	92,484	88,554
昼夜間人口比		1.001	1.002	1.005	1.007



資料：平成12年は国勢調査、それ以外は国勢調査データを基にした推計

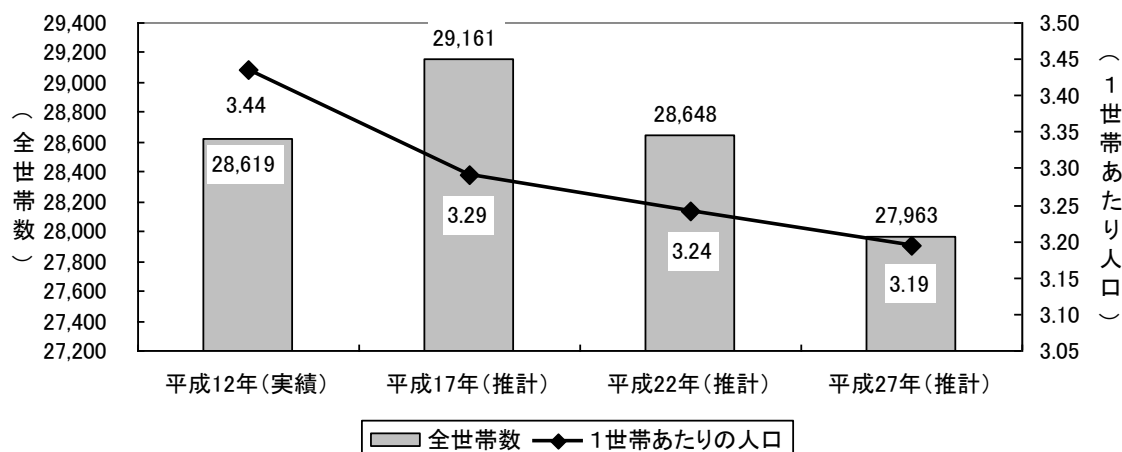
## 第2節 世帯数

### (1) 1世帯あたりの人員

ライフスタイルの多様化や都市化に伴い、全国的に核家族化は着実に進展しており、また少子高齢化は今後も進むものと予測されるため、1世帯あたりの人員は減少傾向が続くと考えられます。

前述の人口を前提として、昭和60年から平成12年までの世帯主率の推移に基づき、将来の世帯数と1世帯あたりの人員を推計してみますと、世帯数は平成17年まで若干増加した後に緩やかな減少に転じ、平成27年には28,000世帯を下回る程度まで減少する一方、1世帯あたりの人員は一貫して低下し、平成12年の3.44人から平成27年には3.19人にまで減少すると見込まれ、核家族化等世帯の分離は一層進むことが予測されます。

	平成12年(実績)	平成17年(推計)	平成22年(推計)	平成27年(推計)
世帯数	28,619世帯	29,161世帯	28,648世帯	27,963世帯
1世帯あたり人員	3.44人	3.29人	3.24人	3.19人

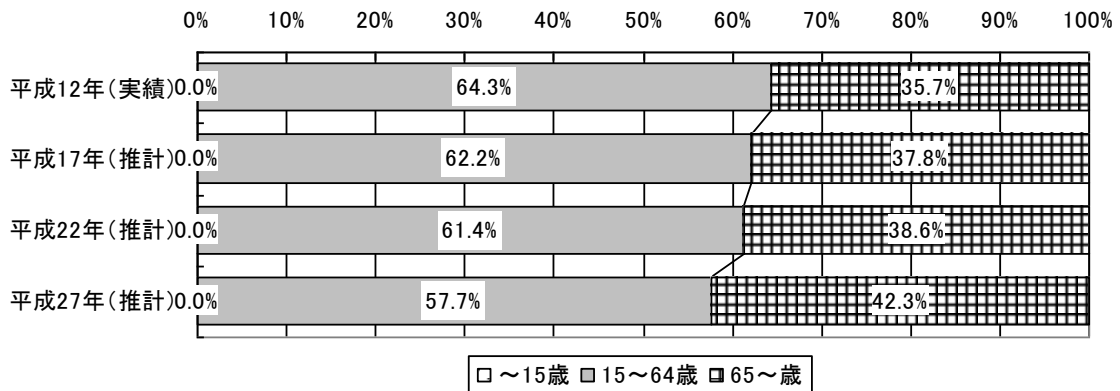


資料:平成12年は国勢調査、それ以外は国勢調査データを基にした推計

## (2) 世帯主の年齢層

平成12年の年齢別世帯主数の構成比をみてみますと、65歳以上の高齢者が35.7%となっており、平成27年には42.3%にまで上昇すると見込まれ、高齢化に伴って高齢者世帯の割合が増加することが予測されます。

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯主数 (人)	構成比 (%)	世帯主数 (人)	構成比 (%)	世帯主数 (人)	構成比 (%)	世帯主数 (人)	構成比 (%)
合計	28,619	100.0	29,161	100.0	28,648	100.0	27,963	100.0
0～14歳	0	0	0	0	0	0	0	0
15～64歳	18,396	64.3	18,133	62.2	17,578	61.4	16,126	57.7
65歳以上	10,223	35.7	11,028	37.8	11,070	38.6	11,836	42.3



資料:平成12年は国勢調査、それ以外は国勢調査データを基にした推計



## 第3節 経済の見通し

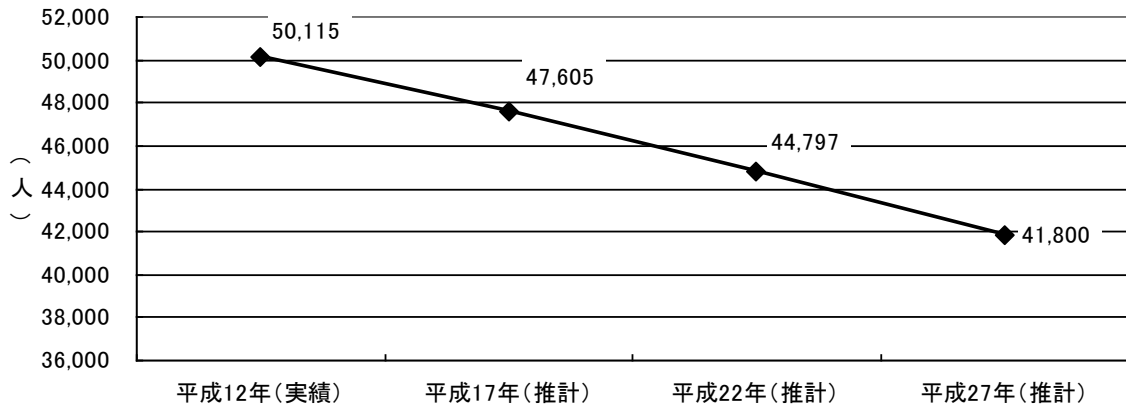
### (1) 就業人口

新市の就業人口は平成12年の国勢調査によると50,115人となっており、平成7年からの5年間で2,000人程度減少しています。産業別にみますと第1次産業の就業者数が2,500人程度減少している一方、第3次産業の就業者数は1,200人程度増加しており、今後も就業人口は減少する中、就業構造の高度化が進むものと予測されます。

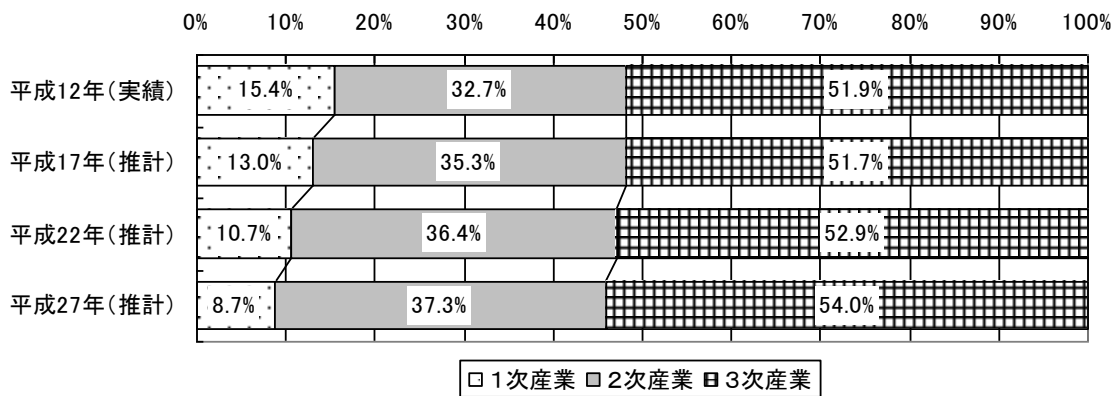
前述の総人口を前提とし、昭和60年から平成12年までの就業率と産業別就業者構成比の推移に基づき将来の就業人口を推定してみますと、就業人口は今後も一貫して減少し、平成27年には42,000人程度にまで減少すると見込まれます。平成12年には第1次産業・第2次産業・第3次産業の就業者数の構成比は15.4%・32.7%・51.9%となっていますが、第1次産業については一貫して減少、第2次産業・第3次産業についてはほぼ増加傾向にあり、平成27年にはそれぞれ8.7%・37.3%・54.0%と見込まれ、第1次産業の就業者の割合は大きく低下し、その分第2次産業・第3次産業の割合が上昇すると予測されます。

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数 (人)	構成比 (%)	推計値 (人)	構成比 (%)	推計値 (人)	構成比 (%)	推計値 (人)	構成比 (%)
合計	50,115	100.0	47,605	100.0	44,797	100.0	41,800	100.0
第1次産業	7,708	15.4	6,188	13.0	4,778	10.7	3,633	8.7
第2次産業	16,405	32.7	16,789	35.3	16,306	36.4	15,614	37.3
第3次産業	26,002	51.9	24,628	51.7	23,713	52.9	22,553	54.0

◆就業人口の推計



◆産業分野別就業者数構成比の推計



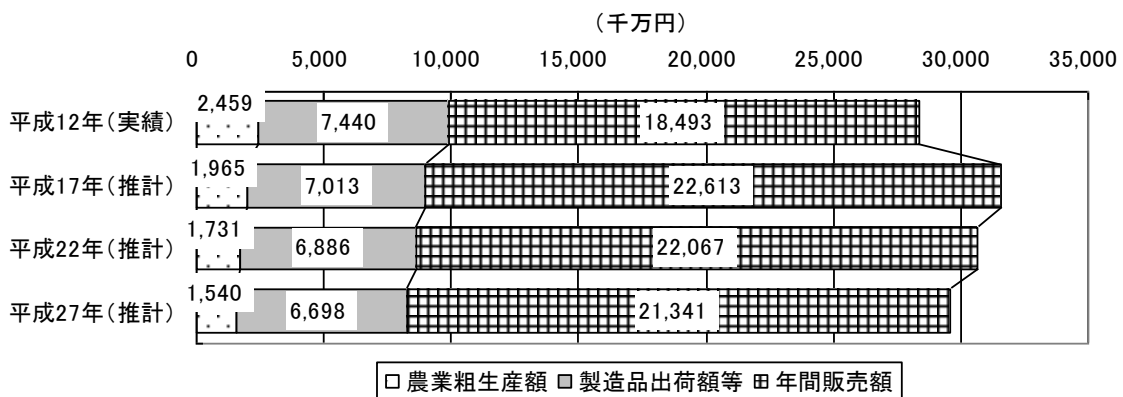
資料:平成12年は国勢調査、それ以外は国勢調査データを基にした推計

## (2) 産業別生産額

わが国の経済はバブル経済崩壊後から続く景気の低迷から未だ脱しておらず、新市においても深刻な経済状況にあり、農業・工業・商業の生産額等は一貫して減少していくと予想されます。

前述の産業別就業者数を前提として、各産業の生産額等と就業者数との間には相関関係があることから、昭和60年から平成12年までの相関関係の推移に基づき、将来の各産業の生産額等を推計（農業については農地利用率も含めて推計）して見ますと、農業・工業については平成12年の2,459千万円・7,440千万円から一貫して減少し、平成27年にはそれぞれ1,540千万円・6,698千万円にまで減少、商業については平成17年に22,613千万円まで増加した後に減少に転じ、平成27年には21,341千万円まで減少すると見込まれます。

(平成12年価格)	農業	工業	商業
	農業粗生産額	製造品出荷額等	年間販売額
平成12年(実績)	2,459千万円	7,440千万円	18,493千万円
平成17年(推計)	1,965千万円	7,013千万円	22,613千万円
平成22年(推計)	1,731千万円	6,886千万円	22,067千万円
平成27年(推計)	1,540千万円	6,698千万円	21,341千万円



資料:平成12年の農業粗生産額は生産農業所得統計、製造品出荷額等は工業統計表、年間販売額は平成12年のデータがないため最も近い平成11年の商業統計表、それ以外はそれぞれのデータを基にした推計

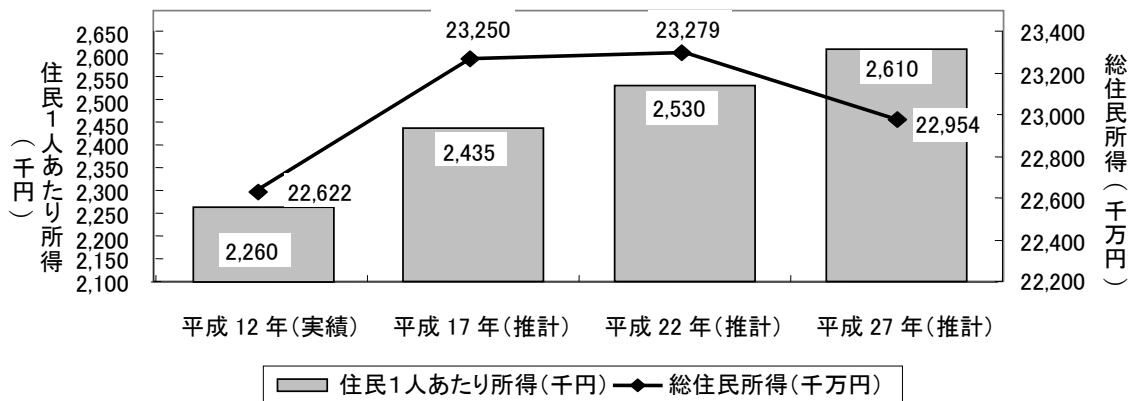
### (3) 所得

昭和 60 年から平成 12 年までの住民 1 人あたりの所得の推移に基づいて、将来の住民 1 人あたりの所得を推計してみました。

総住民所得については、平成 22 年まで増加した後に減少に転じますが、平成 27 年の総住民所得は 22,954 千万円程度となり、平成 12 年の 22,622 千万円よりは高くなると見込まれます。

住民 1 人あたりの所得は、総住民所得を人口で除した値となることから、人口の減少に伴って増加し（平成 22 年から 27 年は総住民所得の下落幅より人口の減少幅が大きいため継続して値が上昇）、平成 12 年の 2,260 千円から平成 27 年には 2,610 千円にまで上昇すると見込まれます。

(平成 12 年価格)	平成 12 年(実績)	平成 17 年(推計)	平成 22 年(推計)	平成 27 年(推計)
住民1人あたり所得(千円)	2,260	2,435	2,530	2,610
総住民所得(千万円)	22,622	23,250	23,279	22,954



資料:平成 12 年は国勢調査、それ以外は国勢調査データを基にした推計

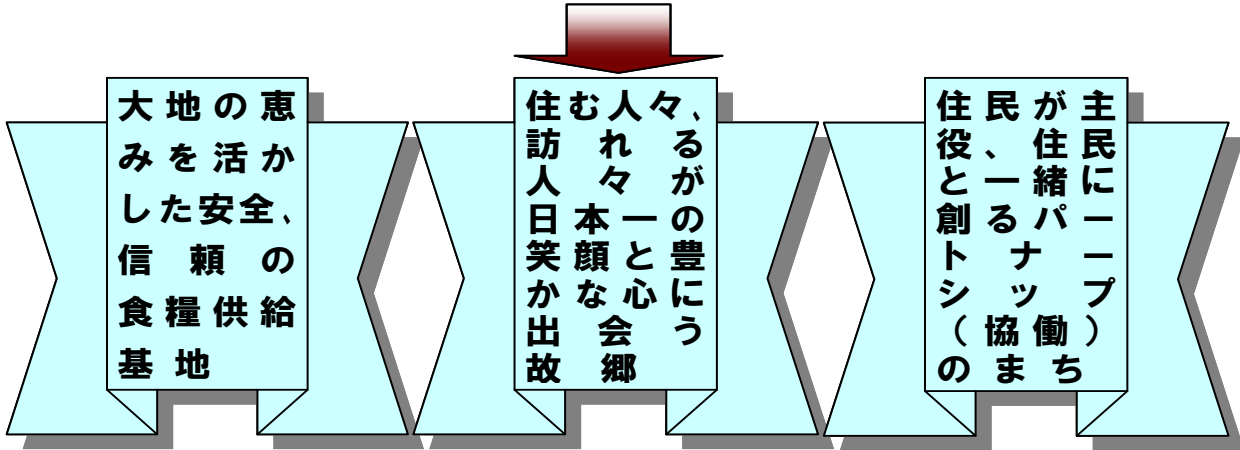
# 第4章 まちづくりの基本方針

## 新市まちづくりの体系

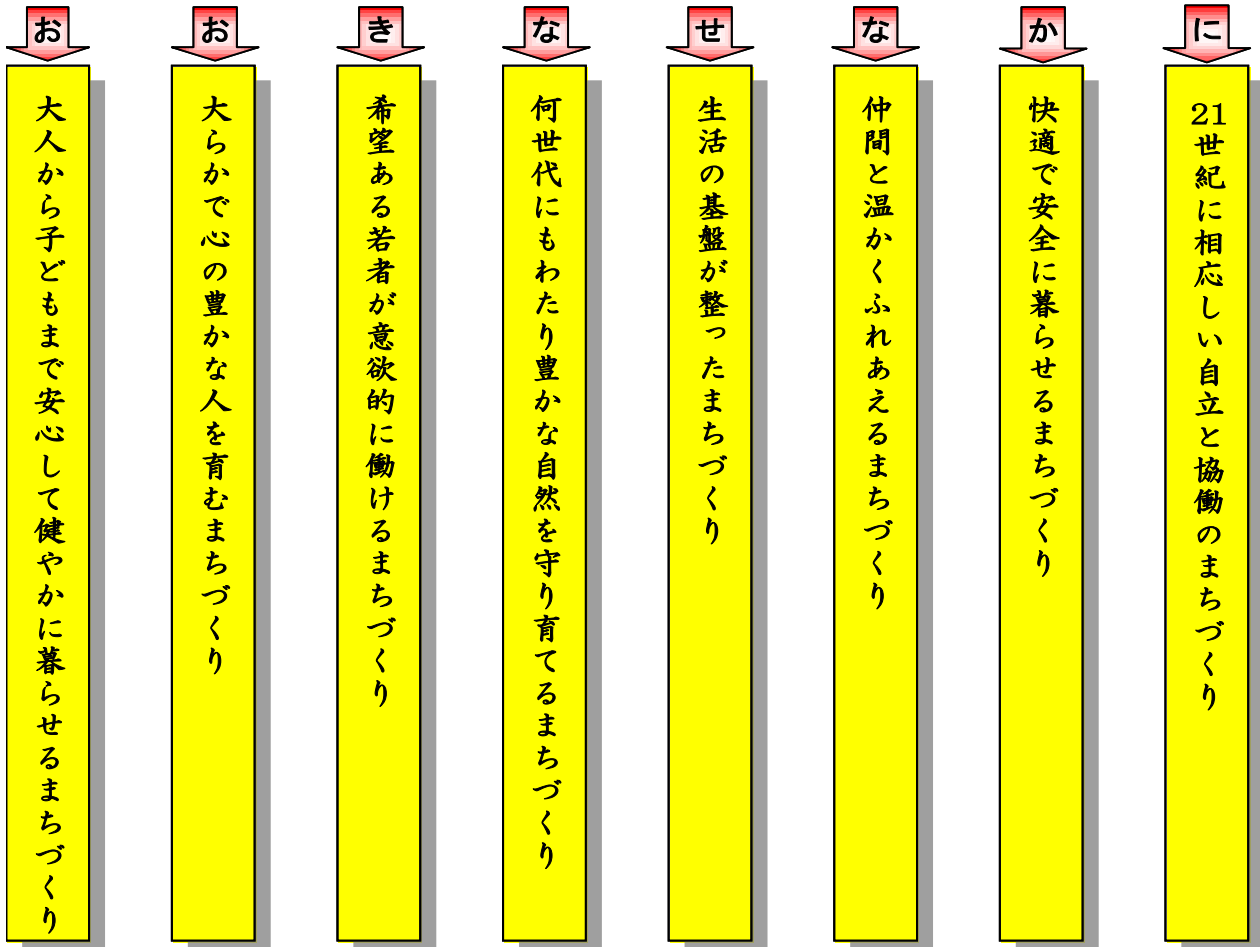
〈将来像〉

**おおきなせなかに**  
夢を乗せ <sup>あ</sup> <sup>す</sup> 未来に羽ばたく元気なまち

〈基本目標〉



〈基本方針〉



## 第1節 新市の将来像

新市は、豊かな自然環境と県内有数の豊かな穀倉地帯を抱え、秋田新幹線や秋田自動車道等広域高速交通網の結節点という利点を持っています。

地方分権の進展により、地域の特性・個性を十分に活かした地域づくりが求められる時代となりつつあり、新市の持つ利点を最大限に活かし、地域の発展につなげていくことが求められています。

しかし、地域経済の低迷・低成長による税収の落ち込み、少子高齢化、過疎化に起因する地域活力の弱まり、また、それらによる行財政基盤の弱体化という大きな課題も内包しています。

このような中、地域住民の多種多様な要望に応え、魅力ある地域づくりに十分な力を注ぐためには、単独市町村での取り組みの範囲には限りがあることから、十分な成果をあげられるよう8市町村が一丸となった強固な行財政基盤のもとでまちづくりを進めていく必要があります。

以上の背景を踏まえ、8市町村が一体となって地域課題を解決し、人が活き・集うような魅力ある地域づくりをそこに住む一人ひとりが主役となって着実に進めることで、この地に住む人々、訪れる人々が愛着と満足を感じられるよう、新市の将来像を次のように設定します。

### 「**おおきなせなかに**夢を乗せ、<sup>あす</sup>未来に羽ばたく元気なまち」

この将来像は、8市町村の合併により大きくなった新市が、市内の各地域の持つ資源や利点を最大限に活かし、人が活き・集うような魅力ある・元気な地域をつくることを宣言するものです。

「おおきなせなかに」とは、約866km<sup>2</sup>の広大な市域に新市が抱える良好な環境・有望な資源（豊かな自然環境と県内有数の豊かな穀倉地帯等）を表し、地域の資源・利点の十分な活用を意味すると同時に、8市町村の頭文字を集めた表現（お＝大曲市、お＝太田町、き＝協和町、な＝中仙町、せ＝仙北町、な＝南外村、か＝神岡町、に＝西仙北町）とすることで8市町村が一体となり新市を形づくる大きな背中になるという意味があります。

「夢を乗せ」の夢とは、住民一人ひとりとそれぞれが持つ夢を意味し、新市（大きな背中）が住民（夢）をおぶって将来像に向かうことを表すと同時に、住民一人ひとりの夢を自己実現できる環境をつくる決意も表しています。

「<sup>あす</sup>未来に羽ばたく元気なまち」とは、新市の目指す将来像の実現に向けて強力に取り組む、いきいきと活力のあるまちを表しています。

合併し10年後には、緑豊かな自然が保全・活用された良好な環境の中、住民が輝きながら生活を送り、「合併して良かった」「新市に生まれて良かった」「新市に住んで良かった」と思う豊かな元気なまちが実現するために合併し強固となった基盤のもとで、様々な取り組みを推進していくこととします。

## 第2節 まちづくりの基本目標

新市の将来像の考え方を踏まえて、これからこのまちが取り組んでいく基本目標を以下のように定めました。

### (1) 大地の恵みを活かした安全、信頼の食糧供給基地

主要産業である農業の持続的発展を図るため、恵まれた自然環境のもと、消費者が安心して食べられる農産物を生産し、かつ産業として自立できる日本一の安全な食糧供給基地の構築を目指します。

また、農業生産者と既存企業の連携を推進し、多様な地域資源を活用した新たなビジネスが創出できるよう積極的に支援していきます。それによって若者が意欲を持って農業に取り組む活力あるまちを構築します。

### (2) 住む人々、訪れる人々が日本一の笑顔と豊かな心に出会う故郷

このまちの暮らしやすさ、住民の心と心のつながり、住民のまちに対する愛着と誇りが相まって、他地域から人を引きつける魅力のある空間を創造します。

### (3) 住民が主役、住民と一緒に創るパートナーシップ(協働)のまち

住民自らの発想でまちをつくり、その喜びが実感できるよう、住民がまちづくりに自主的に参加できるシステムを構築します。これによって、住民と行政が手を携え、それぞれの持てる力を十分に発揮したまちづくりを進めます。

## 第3節 まちづくりの基本方針

将来像を実現し基本目標を達成するために、以下8つの基本方針を設定します。

### (1) お = 大人から子どもまで安心して健やかに暮らせるまちづくり

全ての住民が、健康や生活に不安なく、毎日安心して暮らせるように、保健・医療・福祉が相互に連携し、かつそれらのサービス内容が充実した、住み良い、住んでみたいまちづくりを進めます。

### (2) お = 大らかで心の豊かな人を育むまちづくり

豊かな生活とは、衣食住が足りるだけではなく、心が満たされなければならないことから、全ての住民が心豊かに暮らせるように、生涯にわたって学び、文化的な活動が活発に行えるようにすると同時に、新市の風土や文化を形成する、創造性と人間性に富んだ人材を育成します。

### (3) き = 希望ある若者が意欲的に働けるまちづくり

若年層を中心に、人が生き・集うような魅力ある地域をつくることを目指していることから、生き・集うために必要不可欠となる十分な働く場を確保します。地域の主要産業である農業においても若者が魅力を感じ、積極的に就業できるよう努めます。新しい産業を興すほか、既存産業における働きやすさとビジネスの拡大を促進します。

### (4) な = 何世代にもわたり豊かな自然を守り育てるまちづくり

新市の貴重な財産であり、有望な地域資源である緑豊かな自然環境は、何世代にもわたって先人達が守り育ててきたものです。次の世代、またその次の世代へと未来永劫受け継がれるように、私達も大切に守り育てつつ、保全の範囲内で地域の活性化に活用していくこととします。

### (5) せ = 生活の基盤が整ったまちづくり

人が生き・集うような魅力ある地域となるためには、生活していくうえでの基盤が整っていない限りなりません。道路や上下水道等生活上必要な基盤について必要十分な整備を進め、多くの人の定住化を



促進します。

## (6) な = 仲間と温かくふれあえるまちづくり

新市を訪問する人々が「来て良かった」「また来てみたい」、あるいは「移り住みたい」と感じるような魅力の一つとして、人と人がふれあう温かみのある地域となることを目指します。

また、地域内においても、新市としての一体感の醸成、コミュニティの再構築等この地に住む一人ひとりがふれあい、助け合い、ともに高めあうことで、いきいきとした活力ある地域をつくります。

## (7) か = 快適で安全に暮らせるまちづくり

人が活き・集うような魅力ある地域となるために、生活していくうえでの基盤整備の他に、災害に強く、衛生的であるなど、住むうえで快適な環境が整っていなければなりません。そのため防犯に配慮した公園や衛生環境の整備、消防・防災体制の充実などを図ります。

## (8) に = 21世紀に相応しい自立と協働のまちづくり

20世紀型の画一的・行政主導のまちづくりは様々な限界・課題を露呈したことから、21世紀は住民や事業者等地域コミュニティを構成する関係者がまちづくりの担い手として協働・連携により、主体的かつ自立したまちづくりを進める時代となっています。

行政は全てを抱え込むのではなく、担い手の一角として、住民等が分担することにより、まちづくりにかかるコスト（行財政コスト）を削減すると同時に、住民等との協働・分担により真にニーズに合致したまちづくりを展開します。

## 第4節 土地利用等

866.68km<sup>2</sup>という広大な新市は、山林・原野が約1/3、農地が約1/4と市域の多くを占める点が大きな特徴です。農業が主要産業であり、田畑が多くを占めていることから8市町村全てにおいて農業振興地域が指定されていますが、都市計画区域は大曲市・神岡町・西仙北町の1市2町のみで指定されています。今後は、未指定地域についても市街地エリア等の調査・検討をすすめ、都市計画区域の拡大を図ります。

新市の土地利用においては、公共の福祉を優先させながら自然環境との調和を図り、地域の社会的・経済的・自然のおよび文化的な条件等に十分配慮しながら、生活環境の確保と均衡ある地域の開発と保全を両立させるため、長期展望に基づき計画的かつ総合的な土地利用対策に努めます。

基本的な取り組みとしては、自然と調和し、バランスの取れたまちづくりをめざし、各種土地利用関係法（国土利用計画法、都市計画法、森林法、自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律等）および諸制度に基づく計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保を図ります。

## **(1) 土地利用の基本方針**

### **i) 豊かな自然環境の保全と活用**

新市の西部に広がる丘陵地帯、東部の山脈地帯の森林や、それらに囲まれた仙北平野に広がる緑豊かな田園地帯、雄物川や玉川をはじめ多くの一級河川・中小河川の水辺環境等は、住民に心の安らぎをもたらします。これらの恵まれた自然環境は、過去から受け継いできた新市の貴重な財産であると同時に、有望な観光・レクリエーション資源であることから、未来にわたって良好な自然を守り、育てていく必要があります。

既存の良好な自然環境の保全はもちろん、失われつつある自然環境・緑地空間の再整備など、豊かな自然環境との共生を基本とした土地利用を推進します。市街地における土地利用においても、身近な緑地空間の確保や周辺農地の保全などを通じ、自然環境との共生を推進します。

### **ii) 地域特性・資源を活かした土地利用**

核家族化の進展や都市的なライフスタイルの浸透により、地域の個性が希薄化し、地域コミュニティも脆弱化していますが、地方分権が進展する中、地域の特性を踏まえた独自のまちづくりを主体的に展開することが求められています。

新市は、丘陵地から平坦地まで変化に富んだ地勢で構成され、また、自然環境や有形・無形の歴史的・文化的遺産など様々な地域資源があります。これらの地域ならではの特性・地域資源を積極的に活用することにより、個性的な土地利用を推進します。

### **iii) 活力を引き出す適切な機能配置と施設整備**

工業や商業等の産業は、住民に対して就業の機会を提供すると同時に、買い物やサービスの機会を提供するものであり、生活に活力を創造する重要な役割を担っています。一方、公共施設や公益施設は、円滑な住民生活や企業活動を支える重要な機能を有しています。

これら新市の活力を創造する諸機能や公共公益施設が、その役割や効果を十分に発揮できるような土地利用を推進します。

## (2) 利用区別の土地利用

土地利用の視点から新市の将来像の実現を図るため、住民の営みや企業の活動を視野に入れ広域的な動向も踏まえ、次の5つの利用区分に分類し、それぞれの区分における土地利用の方向性を定めます。

### i) 既成市街地エリア

駅周辺や市町村役場等重要施設が集積した既成市街地エリアについては、区画整理・中心市街地活性化や道路・下水道・広場・公園等の整備による良好な市街地の形成および居住環境の改善を進め、空洞化や市街地の拡散を防いでいきます。

また、住宅系・商業系・工業系の混在解消に努めることにより、良好な居住環境の形成と既存商業・既存工業の活性化を進めます。

国道等の主要幹線道路沿道は、計画的な市街地形成と調和するよう、沿道型店舗の適正な誘導を進めます。また、エリア内の小規模農地については、市街地緑地としての保全や宅地への転換など、有効利用を進めます。

### ii) 田園集落エリア

既成市街地の周辺に散開する、既存集落と農地が混在する田園集落エリアについては、生活道路・農業集落排水・合併浄化槽の普及などの都市基盤整備を通じて、良好な集落環境の形成を進めます。また、エリア内の小規模農地については、緑地としての維持・保全を進めます。

### iii) 農業エリア

新市は仙北平野を中心に、平坦部以外でも川沿いの山あい奥深くまで耕作地が拓かれていることから田畑が非常に大きな割合を占めるようになっていきます。これら広大な農地については、多様な公益的機能を維持し、計画的な農業生産を持続するため、基盤整備を進めながら活用を促進します。

また、貴重な農地の保全のため、担い手の育成・確保と同時に様々な利用方法を検討します。

その一環として観光農園の整備を進め修学旅行生などの受け入れをさらに進めるとともに、産直品の販売所を設置するなど、様々な交流を創造する新たな農業機能の整備を検討します。

### iv) 工業エリア

新市の工業立地エリアは新市域内に散在し集積度が低いことから、工業系の用途地域で事業所の集積が遅れている地区について事業所の誘導を進め、業種間交流・協働を促進します。また誘導・集積の一環として、経済動向を見極めながら、適地に工業団地を整備し、企業誘致を進めます。

### v) 森林保全・活用エリア

仙北平野を囲む山地や丘陵は、豊かな森林資源の宝庫となっていることから、良好な自然環境の維持・保全を優先します。新市の豊かな自然を生かしたレクリエーション施設・公園等は、自然環境との共生を図りながら、健康・保養を増進する観光・レクリエーション空間として整備を進めます。

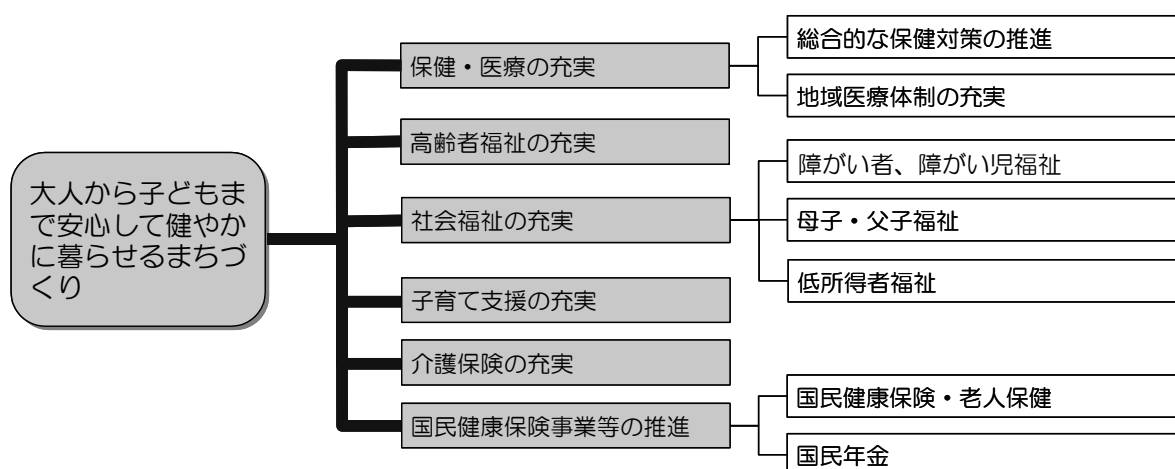
# 第5章 新市の施策

## 第1節 大人から子どもまで安心して健やかに暮らせるまちづくり

急速に進展する少子高齢化や、厳しい地域経済環境等により、福祉に対する需要は増大・多様化の一途をたどっています。このような需要に的確に対応し、子どもから高齢者まで、健常者も障がい者も全ての住民が相互に助け合い、この地域で明るく元気に安心して暮らしてゆけるように、一人ひとりのライフステージ（注）や心身の状況に応じた、健康の保持・増進や適切なサービスを企画・提供します。

[実現目標]

目 標 項 目	現 在 値 (平成 14 年度)	目 標 値 (平成 21 年度)	目 標 値 (平成 26 年度)
基本健康診査受診率	83.6 %	87.0 %	90.0 %
胃ガン検診受診率	33.9 %	40.0 %	45.0 %
子宮ガン検診受診率	34.1 %	40.0 %	45.0 %
乳ガン検診受診率	36.3 %	40.0 %	45.0 %
大腸ガン検診受診率	52.4 %	57.0 %	60.0 %
結核検診受診率	83.5 %	90.0 %	95.0 %
骨粗しょう症予防検診受診率	24.9 %	30.0 %	35.0 %
三大疾病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)の死亡率	680 人/10 万人	550 人/10 万人	450 人/10 万人
シルバー人材センター登録者数	1,081 人	1,500 人	2,000 人
延長保育(午後 6 時以降)を行っている保育所数	15/31 所	31/31 所	31/31 所
施設介護サービス供給量(特養、老健施設等)	939 床	1,179 床	1,279 床
在宅介護サービス利用率	76.7 %	80.0 %	85.0 %



…ライフステージ… 人間の一生を段階区分したもの。通常は幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分ける。

## **(1) 保健・医療の充実**

### **i) 総合的な保健対策の推進**

生活習慣や食生活の変化が生活習慣病を誘発し死因の多数を占める中、体に優しい食物の摂取や運動の励行等の健康づくりに対する住民の関心が高まってきていることから、さらに関心を高め、住民の自主的な健康づくりを支援・促進していくことで、住民の誰もがいつまでも心身ともに健やかで充実した生活を送れるようにします。

新市の各地に位置する保健センター等を核として、地域の医療機関等と連携し、健康づくりに対する意識啓発や各種の指導、住民が主体となった健康の保持増進を支援する環境の整備など総合的な健康づくりに努めます。併せて、各種検診の充実や疾病の早期発見など健康づくりと一体となった総合的な保健対策を進め、地域が一丸となって生涯を通じた健康づくりを推進します。

### **ii) 地域医療体制の充実**

過疎地域を抱える新市ですが、新市のどこに住んでいても、住民がいつでも必要な時に適切な医療が受けられる環境整備を進め、病院や診療施設・高度な医療機器・医師等を充実させると同時に、救急医療体制の強化を図るなど、地域医療体制を計画的に充実させていきます。また、核となる総合病院の利便性の向上を図るため、仙北組合総合病院の早期移転・改築を働きかけます。

## **(2) 高齢者福祉の充実**

新市は高齢化が進んでいることから、住民の大きな割合を占める高齢者が楽しく元気に長生きできるような地域づくりを進めます。

高齢者を弱者として大事にするだけでなく、新市を支える元気な構成員として地域づくりに積極的に参加できるように、シルバー人材センター等を通じて高齢者の社会活動への参画や生きがいを総合的に支援します。

また、介護保険制度を中心に介護サービス提供事業者と連携しながら、家庭における介護を支援するための、質・量ともに充実した在宅福祉サービスの提供と施設福祉サービスとの調和がとれた総合的な高齢者福祉を推進します。

### (3) 社会福祉の充実

子どもから高齢者まで、全ての住民が一人ひとりの状況に応じた福祉が受けられる福祉環境を整備するとともに、ボランティア活動をはじめとする自主的な福祉活動により、住民と行政とが緊密に連携し補完し合う、地域の中で住民が相互に支えあう仕組みをつくります。

同時に、ノーマライゼーション（注）の理念の普及、ユニバーサルデザイン（注）の取り組みなどを進め、地域で相互に支えあう仕組みを強化していきます。

#### i) 障がい者、障がい児福祉

ノーマライゼーション理念の啓発に努め、障がいをその人の個性としてとらえ、当事者が地域社会で生活するための、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実及び施設整備に対する支援を行い、障がい者及び障がい児並びにその家族が、安心して暮らすことができるよう、自立と社会参加を促進します。

#### ii) 母子・父子福祉

家族形態の多様化に対応し、母子・父子家庭などが自立した生活を送ることができるよう、個々の家庭の事情に十分配慮した適切な支援の充実を図ります。

#### iii) 低所得者福祉

低所得者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立助長や生活安定のために必要な支援を行います。

### (4) 子育て支援の充実

新市が活力ある地域となるために、必要不可欠である深刻な少子高齢化に積極的に対応すべく、子どもを安心して生み、育てられる環境を整備します。

地域や地域の事業者などとの連携・協力により、子育てと仕事を両立させられ、精神面や金銭面等での様々な負担感を解消させられるように、地域社会全体で支える子育て環境を整備します。同時に、児童福祉部門と幼児教育部門を中心とした行政の横断的な取り組みにより、保健・医療・福祉・教育が一体となって、多様な保育ニーズへ対応するための総合的な子育て支援を推進します。

…ノーマライゼーション…	障がい者等を特別視しないで、健常者と同じように受け入れ、必要な処置をとるという考え方。
…ユニバーサルデザイン…	施設・設備・機器等を障がい者や高齢者等すべての人が、使いやすい或いは利用しやすいデザインにすること。

## **(5) 介護保険の充実**

少子高齢化が進む新市では、高齢者を地域全体で支える介護保険制度は非常に重要な仕組みであることから、今後も広域圏組合で組織している介護保険事務所等を中心に、要介護者一人ひとりのニーズに合致した適切なサービスが受けられるよう努めます。また、合併で生じる余剰公共施設等の転用、介護活動ボランティア団体の活動支援等により、サービス基盤の整備・充実を進めるとともにサービスレベルの向上を図ります。同時に、要介護者を生み出さない介護予防を積極的に展開します。

## **(6) 国民健康保険事業等の推進**

### **i) 国民健康保険・老人保健**

財政の健全化と円滑な制度運営を図るため、制度についての正しい理解を求め、適正受診による医療費の適正化、健康づくりへの取り組みなどの促進に努めます。

### **ii) 国民年金**

国民年金は社会保障制度を支える不可欠なものであることから、広報・相談活動を通じ、制度趣旨の啓発・周知と加入促進に努めます。



## [主要事業等]

### ハード事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
高齢者福祉施設等整備事業	特別養護老人ホーム・グループホーム、老人憩いの家、高齢者集合住宅等の整備	5,397
障がい者、障がい児福祉施設整備事業	障がい福祉サービス事業所等の整備	
子育て支援施設整備事業	保育所、幼稚園、児童館等の整備	

### ソフト事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
福祉総合計画の策定	地域福祉、障がい者福祉、老人福祉、児童福祉等の計画策定	5,395
健康管理システム構築事業	健(検)診等データの電算化管理	
地域診療体制確保事業	診療所等設備整備、医師確保対策等	
健康づくり推進事業	健康増進計画策定、各種健(検)診、講演、相談、運動等支援	
高齢者社会活動推進事業	人材バンクの設置と活用、老人クラブ等との連携活動、就業支援	
高齢者生活支援事業	住宅資金貸付、除雪サービス、配食サービス、安心電話設置等	
小規模作業所等運営補助事業	作業委託・紹介、運営補助	
心のバリアフリー推進事業	啓発、広報、教育	
保育事業の充実	延長保育、0歳児保育等の実施	
子育て医療費無料化事業	就学児童無料化	
子育て支援センター事業	育児相談、子育てサークル育成等	
次世代育成支援対策行動計画の策定	次世代育成支援対策行動計画の策定	
民間介護団体支援事業	余剰公共施設の貸与等	
介護ボランティア育成事業	ボランティア組織の育成支援	
適正受診推進事業	適正受診の推進	

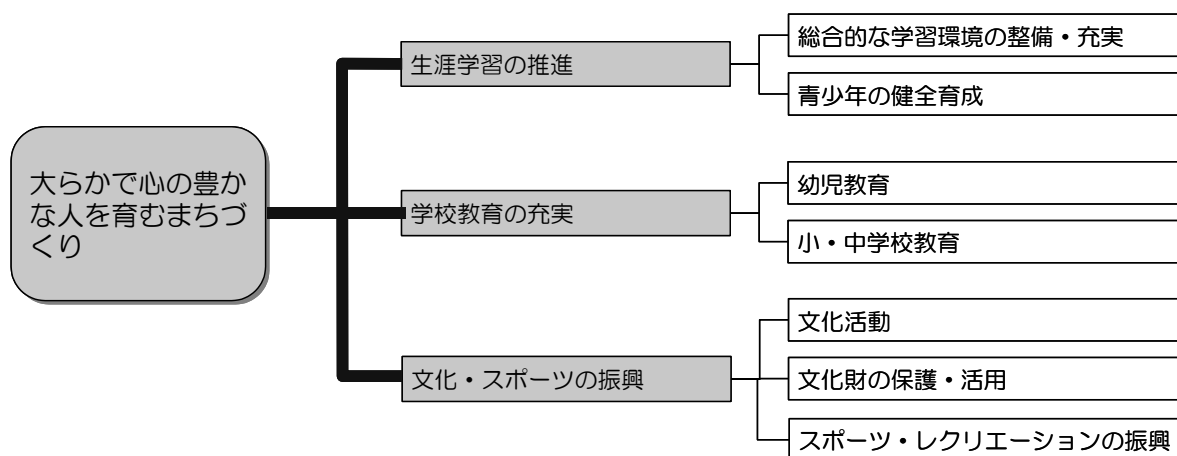
## 第2節 大らかで心の豊かな人を育むまちづくり

新市のこれからの担う、心の豊かな人材を育成するために学校教育の充実を図るとともに、子どもからお年寄りまで、全ての住民が生涯にわたって充実した生活を送ることができるように、ライフステージや個々の学習ニーズに応じた総合的な学習活動を支援します。

また、新市を構成する各地域における多彩な伝統文化を守り継承するとともに、新市における新たな文化を創り出していくため、住民が主体となった多様な文化活動を支援します。

[実現目標]

目標項目	現在値 (平成14年度)	目標値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
生涯学習講座等受講者数	34,459 人	4 万人	5 万人
小・中学校ホームページ開設校数	35/43 校	43/43 校	43/43 校
文化団体・サークル数	474 団体	490 団体	500 団体
公共スポーツ施設の利用者数	495,888 人	60 万人	70 万人
図書館蔵書数	239,783 冊	30 万冊	35 万冊
図書館ボランティア数	43 人	100 人	200 人
図書館司書数	5 人	10 人	20 人



## **(1) 生涯学習の推進**

### **i) 総合的な学習環境の整備・充実**

住民一人ひとりが充実した人生を送るために必要不可欠な、住民自身による生涯にわたる自主的・主体的な学習活動を奨励・支援するため、学習意欲を喚起し動機付けを進めるとともに、指導者の育成や学習機会の充実、生涯学習施設等総合的な学習環境の整備・充実を図ります。

さらに、学習意欲の喚起、成果の活用による達成感の確保などを目的とした、生涯学習と行政のまちづくり事業・施策との連携を進め、各種ボランティアの養成など学習活動成果によるまちづくりへの展開を図ります。

### **ii) 青少年の健全育成**

学校週5日制の完全実施に伴い、家庭や地域における教育力を向上させます。また、青少年の健全育成を図るため、青少年の学習ニーズを的確に把握し、相談や指導の強化を進めるとともに、学校や地域社会と連携しながら、学習活動やコミュニティ活動を通じ健全な心身の育成、社会参加を図ります。

## **(2) 学校教育の充実**

### **i) 幼児教育**

幼児期は、人間形成の基礎が培われる最も重要な時期であることから、発達特性を踏まえ、幼児及び保護者が一体となって望ましい人格を形成し、幼児期にふさわしい生活を経験させるために必要となる、ハード・ソフト両面からの教育環境・内容の充実を進めます。

### **ii) 小・中学校教育**

新市の特徴である恵まれた自然環境の中で、児童生徒一人ひとりの能力や適性を生かした、心豊かで個性や創造力あふれる人づくりのため、学校の教育活動全体を通して学校・家庭・地域社会が連携し、地域全体で青少年の育成を図ります。同時に、情報化や国際化など、時代の要請に応じた教育内容の多様化及び教育水準の向上に取り組みます。また、通学環境や学校施設設備環境など、学校教育を支える地域の教育・学習環境の整備・充実を図ります。

### (3) 文化・スポーツの振興

#### i) 文化活動

新市を構成する各地域における多様なアイデンティティ(注)である文化、先人から伝えられてきた郷土芸能・風俗など地域における伝統文化を守り育てていくため、活動の場や施設の充実、伝統文化の記録や啓発など、各地域の住民による文化活動の継続・維持を支援し、郷土意識の醸成を図ります。

新市全体としての新たな文化を創り出し充実させていくため、住民が主体的に取り組む芸術・文化活動のリーダーとなる人材や団体の育成、文化活動に積極的に参加できる仕組みや環境などの整備、施設及び芸術に接する機会の充実を図ります。

#### ii) 文化財の保護・活用

払田柵跡をはじめとする新市に多く点在する史跡・文化財は、新市の特色となる貴重な財産であると同時に新市への訪問者を増加させる観光資源でもあることから、それらの保護に努めるだけでなく、保護の範囲内での十分な活用を推進します。

#### iii) スポーツ・レクリエーションの振興

余暇活動に対する関心及び需要の増加に対応し、住民が日常的にスポーツに取り組むことができるよう、総合型地域スポーツクラブの設置を推進するとともに、施設の改修・拡充やスポーツ大会の開催など気軽に楽しめる環境を整備します。さらに、「わかすぎ国体」の成功に向けて、生涯スポーツや競技スポーツの充実を図るとともにスポーツ団体や指導者の育成にも努め、住民の健康増進やスポーツによる交流人口の拡大を推進します。

また、レクリエーションに対する要望を踏まえ、新市の特徴の一つである豊かな自然環境を最大限に活用した環境の整備を進め、新市への訪問者の増加を図ります。

…アイデンティティ… ある人・物が他の人・物と異なって持っている独自性。同一性

## [主要事業等]

### ハード事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
生涯学習施設等整備事業	生涯学習施設、公民館、コミュニティセンター等の改築・改修、施設整備等、学習バス購入	20,963
幼稚園整備事業	園舎新增改築、大規模改修、屋根塗装等	
小・中学校施設整備事業	校舎・体育館新增改築、大規模改修、耐震補強等、プール新築・改築、屋外教育環境整備(グラウンド等)、スクールバス購入	
学校給食センター建設事業	学校給食センターの新增改築、施設の改修等	
史跡等整備事業	文化財、史跡等保存整備	
文化施設整備事業	資料館建設、文化施設の改修等	
スポーツ施設等整備事業	スキー場、体育館、テニスコート、武道館、運動公園等の新築・改築・改修、整備等	

### ソフト事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
生涯学習推進計画の策定	生涯学習推進計画の策定	1,577
生涯学習の推進・普及事業	推進員、奨励員、学習ボランティア等の充実	
生涯学習環境整備事業	図書館等生涯学習施設の内容充実	
奨学金貸付事業	奨学金貸付	
外国青年招致事業	語学指導員、国際交流員、スポーツ交流員等	
教育相談員設置事業	学校教育相談員の設置	
青少年健全育成事業	健全育成の推進に必要な取組	
学校ボランティア活動推進事業	学習支援・授業支援ボランティアの育成、各校への配置	
公文書等保存事業	公文書の中で歴史的資料価値の高いものを整理保存活用	
伝統文化等継承事業	伝統文化・郷土芸能等保存継承	
スポーツ・文化団体育成事業	団体・指導者の育成、運営支援	
各種大会等開催	スポーツ大会や文化イベントの開催	

### 第3節 希望ある若者が意欲的に働けるまちづくり

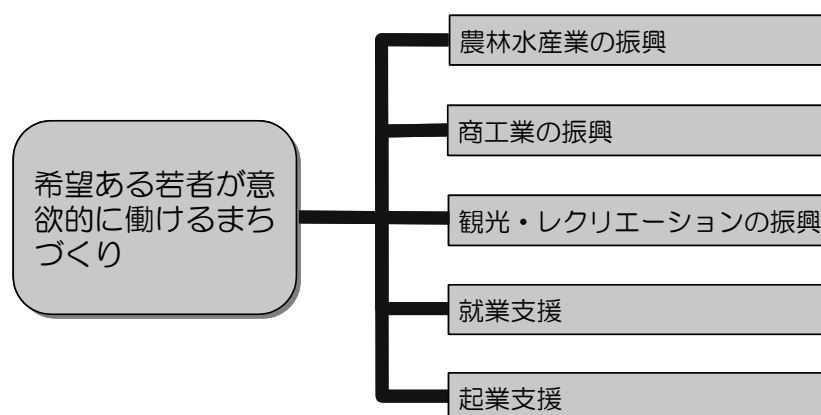
産業は、地域経済を支え、就業機会と所得をもたらす、地域活力の原動力であることから、新市においても主要産業である農林水産業、商工業を中心に振興を図ります。

特に若者の人口流出が懸念されている今、若者にとって魅力ある農業、魅力ある産業の創出を図り、併せて、住民の起業を応援するシステムの検討を進めます。

また、新市の持つ豊かな地域資源や交通の利便性を活用し、観光・レクリエーションの振興を図り、交流人口の拡大を目指すとともに、安定した住民生活を送ることができるよう、就業希望者に対する様々な支援に取り組みます。

[実現目標]

目標項目	現在値 (平成14年度)	目標値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
新規就農者数(年間)	7人	40人	50人
農業生産組織数	作業受託組織 95団体	120団体	150団体
	集落営農組織 97団体	150団体	200団体
農地流動化面積	9,356/21,321 ha	12,793/21,321 ha	13,859/21,321 ha
農業生産基盤の整備(ほ場整備率)	52.0%	58.0%	63.0%
堆肥センター設置数	8箇所	12箇所	16箇所
特別栽培農産物栽培面積	105.4 ha	300 ha	1,000 ha
主要作物販売額	13.7億円	17億円	23億円
認定農業者数	1,004人	1,500人	2,000人
誘致企業数	64社	68社	73社
観光ボランティア数	45人	100人	150人
観光客数	2,212,257人	230万人	240万人
グリーン・ツーリズム受入農家数	75戸	100戸	120戸



## (1) 農林水産業の振興

新市の持つ「穀倉地帯仙北」のイメージをさらに推し進め、消費者が安心して食べられる安全な食糧供給基地の構築を目指します。そのために、認定農業者や農業従事に意欲のある人たちを中心に、自然循環型農業の展開、複合経営の推進、産地化・ブランド化の確立、併せて地産地消の推進に努めます。また、効率的農業生産を維持・発展させる必要があることから、ほ場の大区画化やかんがい排水条件の改善など生産基盤の整備と有効活用を進めます。

新しい農林業の展開を図るため、都市住民との交流や受け入れ環境の整備を行い、観光型農林業・グリーン・ツーリズムの推進や森林資源の活用を検討します。

林業については、良質な秋田杉の育成に努めるとともに、林道・作業道の整備や高性能林業機械の導入など効率的な林業生産体制の整備を推進します。また、広葉樹については環境保全機能だけでなく自然志向の高まりから、近年内装部材などへの利用も増えており、こうした新たな利活用についても検討していきます。

農地や森林は、アメニティ(注)環境の創造や水資源の涵養、国土保全など多様な公益的機能及び保健・保養、文化・教育などの機能を有していることから、その維持・向上に取り組みます。

内水面漁業については、漁場環境の整備と河川の汚濁防止などに努め、漁業資源を守ります。

農林水産業の従事者は女性や高齢者が多く、今後持続的発展を継続していくためには、若者が魅力を感じ就業することが大切であることから、食糧基地としての確立と併せて、若者が定着し就業できる環境を整える施策も進めます。

また、「穀倉地帯仙北」が秋田の農業の中心になりうる新たな農業の展開を図る構造改革特区についても検討します。

## (2) 商工業の振興

住民の買い物利便性の向上を図るため、商業集積地については、生活に密着した魅力ある商店街の形成を促進します。高度化・多様化する消費者ニーズに対応した商店経営を促進するため、経営者が主体的に取り組む意識の向上や経営体質の強化を支援します。

秋田自動車道や秋田新幹線等の良好な高速交通条件を活用し、経済活動の活性化を図るため、次代の日本の産業を支える競争力に優れた高付加価値型企業の誘致を促進し、インターチェンジ周辺については、流通団地の整備を検討するほか、産業団地の整備による事業所の集積を進めます。また、商工会議所など諸団体との協力のもと、異業種交流・同業種交流等企業間ネットワークの形成を進めるとともに、企業の経営革新や産学官連携を促進するなど、意欲ある既存企業の高度化と競争力の強化を支援します。

…アメニティ… 生活の快適度、都市生活の環境、居住性など

### (3) 観光・レクリエーションの振興

全国花火競技大会や大綱引きなどの全国的に有名な観光・伝統的行事や、優れた自然環境、史跡・名勝・温泉等の地域資源を最大限に活用し、体験型・滞在型の観光を推進します。第1次産業や地場産業を活用した特産品を開発するなど、地域産業と観光との連携を推進します。

周辺地域の観光資源と連携した広域観光ネットワークの形成を図るとともに、インターネットなどを活用した観光情報の発信に積極的に取り組みます。

### (4) 就業支援

国や県の関係機関と連携し、雇用の安定と新たな就業機会の創出を図るとともに、勤労者の技術向上を目的に新たな技術や社会経済環境に対応した能力開発を推進します。

Iターン・Uターン・Jターン(注)希望者に対する就職支援と、安心して快適な生活ができるよう雇用環境の整備に取り組みます。

### (5) 起業支援

新市において産業が発展し、魅力ある職場が増加するためには、既存企業等の飛躍とともに、新しい産業の開発や起業が増えることが大切であることから、新規事業等に意欲を持つ人たちを支援するための環境整備や施策に取り組みます。

… Iターン・Uターン・Jターン…	都市に居住する人が卒業、就職、転職などを機会に自分の出身地以外の地方(Iターン)や故郷(Uターン)あるいは故郷に近い地方(Jターン)へ居住地を移すこと
-------------------	---



## [主要事業等]

### ハード事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
農業生産基盤整備事業	ほ場、農道、用排水路、ため池等整備	10,244
農産物生産振興事業	地域農産物等生産販売促進センター建設、堆肥センター設置等	
林業振興事業	林道整備、民有林整備事業等	
温泉施設等の整備	温泉施設の増改築、施設整備等	
観光交流施設等整備事業	交流施設等整備、案内看板整備等	

### ソフト事業

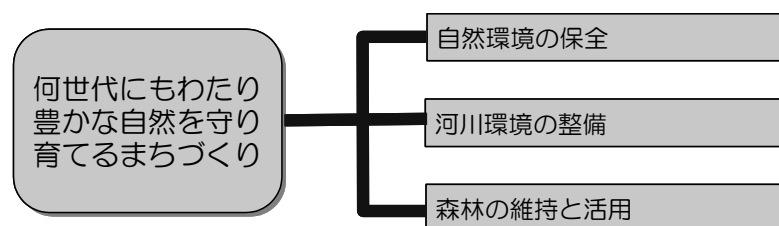
主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
農業振興計画等の策定	農業振興計画、地域農業マスタープラン、森林整備計画等の策定	3,504
担い手育成支援事業	技術習得支援、経営支援	
農業振興情報センター運営事業	情報提供、栽培試験	
新規就農者支援事業	栽培実習研修、農地提供、税の軽減措置等	
畜産振興支援事業	優良和牛導入等の支援	
農産物生産振興事業	生産量拡大、作物奨励、農地活用	
生産調整等水田農業対策事業	生産調整支援等	
商店街活性化対策事業	インターネットの活用、空き店舗活用、商店街近代化対策	
地域通貨導入支援事業	通貨発行体制の整備支援、地域内での流通促進	
企業誘致対策事業	企業誘致推進協議会等連携活動、誘致企業優遇制度等	
観光サポーター等育成事業	案内人・指導員等人材育成	
求人・求職情報システム設置事業	ホームページによる求人・求職情報提供	
起業支援事業	起業資金助成制度、起業相談等	

## 第4節 何世代にもわたり豊かな自然を守り育てるまちづくり

近年、地球温暖化問題やオゾン層破壊、環境ホルモンをはじめ地球環境問題の重要性が高まっており、豊かな自然環境は人々にゆとりとうるおいを与えるとともに、生活の基盤となるため、良好な自然環境の保全・活用を進めます。特に、河川及び森林については、土砂災害の防止や保健・レクリエーション機能等多面的機能の発揮を図りながら、整備を進めます。

[実現目標]

目標項目	現在値 (平成14年度)	目標値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
自然保護ボランティア数	80 人	120 人	150 人
森林レクリエーション地域の面積	256 ha	270 ha	270 ha
クリーンアップ事業参加者数(河川)	5,009 人	10,000 人	15,000 人



### (1) 自然環境の保全

良好な地球環境を次世代へ引き継ぐため、二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減やオゾン層を破壊するフロン類の回収などを進めるとともに、生涯学習などを通じて環境意識の高揚を図り、住民・事業者・行政が連携した地球環境の保全に向けた取り組みを進めます。

また、人と自然が共生するまちづくりを進めるため、市域の東部と西部に縦走する奥羽山脈と出羽丘陵、その間を流れる雄物川など恵まれた自然環境を新市の貴重な財産ととらえ、周辺の景観との調和を図りながら、優れた自然環境の保全と創出を進めます。このため、ゴミの不法投棄防止対策など各種施策を積極的に推進していきます。

## (2) 河川環境の整備

市域内には雄物川をはじめ多くの一級河川・準用河川が流れていますが、整備率は低く、水害のおそれがあるため、水害危険区域の整備など河川改修を進めるとともに、住民が水や自然とふれあえるよう、憩いやレクリエーションの場として水辺空間の整備を進めます。

また、河川の水質汚染の実態を把握するため、汚濁負荷量調査や水生生物調査など幅広い水質測定調査を行い、汚染防止に向けた対策を検討します。

## (3) 森林の維持と活用

全国的にも有名な「秋田杉」をはじめとする多様な森林づくりを行うため、他市町村や関係団体との連携を図りながら、間伐や林道、保安林などの整備を進めるとともに、森林が有する土砂災害防止や水源涵養、生物多様性の確保など環境保全機能の適切な評価を行い、その維持・増進を図ります。

また、山地荒廃地については、災害を未然に防止するため、復旧整備・治山対策を進めるほか、身近な自然とのふれあいを確保するため、保健やレクリエーションの場として森林の活用を図ります。

## [主要事業等]

### ハード事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
自然公園休憩所・トイレ建設事業	休憩所兼トイレ建設	691
不法投棄監視事業	監視カメラの設置	
河川環境整備事業	河川改修、河川敷等の整備	
森林環境保全整備事業	松食い虫防除、間伐等、人とふれあえる森林空間整備	

### ソフト事業

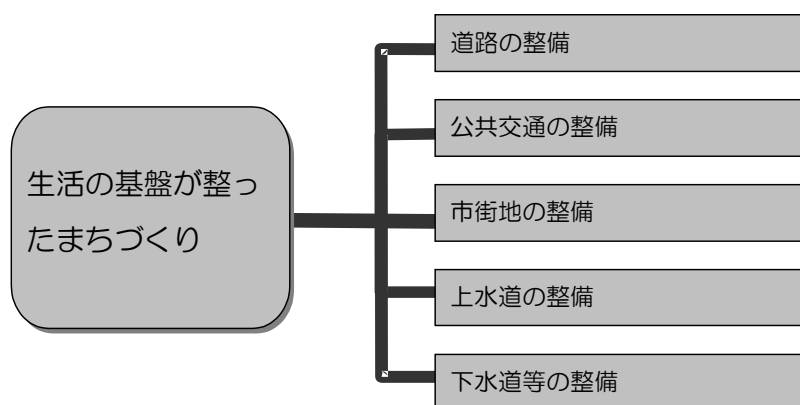
主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
環境保全条例等の制定	環境保全条例の制定、環境基本計画・地域新エネルギービジョンの策定	94
環境保全対策事業	ボランティア組織等育成、市民一斉クリーンアップの実施、環境学習、普及・啓発活動	
河川環境保全事業	水質汚染等調査、対策等	
合併記念3万本植樹祭	記念植樹、1戸1本広葉樹植樹運動	

## 第5節 生活の基盤が整ったまちづくり

暮らしの利便性、住み良さが実感できるまちづくりを目指し、高齢化社会に対応した地域交通の確保など、快適でゆとりある生活空間の創造と円滑な社会経済活動に必要な都市基盤の整備を進めます。

[実現目標]

目 標 項 目	現 在 値 (平成 14 年度)	目 標 値 (平成 21 年度)	目 標 値 (平成 26 年度)
道路改良率	55.5 %	58.5 %	61.3 %
道路舗装率	47.9 %	51.7 %	55.6 %
上水道(簡易水道等)普及率	63.4 %	70.0 %	90.0 %
下水道等(下水道・農集排等)普及率	46.6 %	76.1 %	90.0 %
クリーンアップ事業参加者数(道路)	9,448 人	15,000 人	20,000 人



## (1) 道路の整備

新市は、県南地域の交通の要衝であることから、新市と広域圏とを結ぶ自動車交通に係る高速交通ネットワークの整備効果を最大限発揮できるよう、大曲・西仙北・協和の各インターチェンジへのアクセス道路の整備を促進します。

また、地域高規格道路、国道バイパス、主要地方道の整備促進と、新たに新市東部地区への地域高規格道路延伸を要望するなど、新市内の各地域相互間を連絡し新市としての一体性を支える幹線道路ネットワークを構築します。

主要な公共施設や都市機能に対する交通利便性の向上を図るため、国道や県道への接続を勘案しながら、都市計画道路や主要な市道の整備を推進します。

また、住民が日常的に利用する生活道路については、利便性に加え歩行者や自転車利用者にとって安全性・快適性が確保できるよう改良・舗装などを積極的に整備するとともに、歩行者空間のバリアフリー化や歩車道分離を推進します。

## (2) 公共交通の整備

鉄道に係る高速交通ネットワークの整備効果による優位性を維持・拡大するため、秋田新幹線の高速化を促進するとともに、山形新幹線の大曲延伸を視野に入れた奥羽南線の整備を促進します。また、通勤・通学者や高齢者などの自家用車を利用できない交通弱者の利便性の向上を図るため、JR奥羽本線及びJR田沢湖線の需要に応じた柔軟なダイヤ改正や列車編成を促進します。

路線バスについては、超高齢社会において地域に密着した重要な交通手段として、今後、ますます重要な役割を担っていくことから、既存の生活バス路線の存続を図るとともに、交通環境の変化に伴う利用者ニーズを的確に把握し、利用者の利便性を考慮した地域密着型の新たな運行形態の実現を検討します。

## (3) 市街地の整備

良好な地域環境の形成と計画的なまちづくりを推進するため、新市都市計画マスタープランを策定し、都市基盤・都市施設の整備との整合を図りながら、住民・事業者との連携のもと計画的で秩序ある市街地の形成を図ります。災害に強く良好な市街地の実現を図るため、地域の協力のもと、市街地開発事業の推進に取り組みます。

#### **(4) 上水道の整備**

生活水準の向上と生活様式の都市型化に伴う上水の需要拡大に対応し、安定的な水源を確保するため、多目的ダムによる水道用水の確保や地下水の利用など、多様な水源確保に努めます。住民の快適な生活を支える安全な上水を安定的に提供するため、上水道、簡易水道及び小規模水道の維持、管理及び整備を進めます。

また、水道施設の整備を推進することにより、未給水区域の解消に努めます。

#### **(5) 下水道等の整備**

公共水域の水質の保全を図るため、健康で衛生的な生活にも資する秋田湾・雄物川流域下水道事業（大曲処理区）及び流域関連公共下水道・公共下水道の早期完工を促進します。また、地域における都市化や人口の集積状況に応じて、合併処理浄化槽や農業集落排水施設などによる適切で効率的な排水処理対策を進めます。

市街地においては、浸水被害を防止するため、都市下水路の整備を進めます。

## [主要事業等]

### ハード事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
道路整備事業	幹線道路、都市計画道路、生活道路等の改良・舗装、橋梁塗装等	99,358
交通安全施設等整備事業	歩道・ガードレール等	
駅舎改築事業	駅舎の改築	
市街地整備事業	駅前土地区画整理、住宅建設、用地取得等	
上水道・簡易水道整備事業	真木ダム負担金、成瀬ダム負担金、水道施設整備	
下水道・排水施設整備事業	公共下水道、集落排水設備の整備	

### ソフト事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
道路計画の策定	道路の整備・改修の計画策定	2,040
道路台帳の整備	加除・整理	
高速交通体系整備促進事業	奥羽南線高速化、地域高規格道路大曲・鷹巣道路等の早期実現促進	
シャトルバス等運行事業	バス等運行	
生活バス路線運行支援事業	生活バス路線支援	
都市計画マスタープランの策定	マスタープラン策定	
バリアフリーマップ、アメニティマップの作成	ボランティアによるマップの作成	
景観形成事業	景観条例、ガイドラインの制定	
上水道計画の策定	上水道、簡易水道計画の策定	
下水道等計画の策定	下水道、農業集落排水計画の策定	



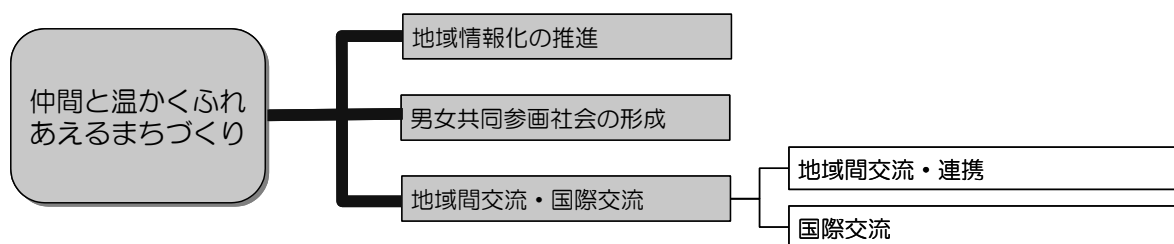
## 第6節 仲間と温かくふれあえるまちづくり

定住人口の増加と同時に、新市と何らかの関わりをもつ他地域からの交流人口を増加させ、相互交流を深めることにより地域間交流・連携による地域の活性化を進めます。

市外に対しては、県南の主要拠点・交通の結節点として、また観光・レクリエーション地域として、経済・文化的な連携や交流を一層活発化させ、市内においては誰もが相互に対等なパートナーとして尊重しあい交流を深めることで地域の一体感の醸成を図り、市内外で人・もの・情報が活発に行き交う活力ある地域の形成を促進します。

[実現目標]

目標項目	現在値 (平成14年度)	目標値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
委員会(審議会)等女性登用率	17.2 %	20.0 %	25.0 %
県外ふるさと会等組織会員数	6,315 人	6,500 人	7,000 人



## **(1) 地域情報化の推進**

IT革命による社会変革に住民一人ひとりが十分に対応し、その利便性を皆が等しく享受でき、様々な情報の受発信と交流により住民の自主的なまちづくり活動が促進されるよう、高度・大容量の情報通信基盤の整備や、学校教育や生涯学習を通じた住民の情報通信機器の操作能力向上や技術者の育成、住民や事業者などに対する様々な情報サービスの提供など、総合的な地域情報化を推進します。

併せて、携帯電話不感地域や高速通信などの地域間格差を解消するための整備を促進します。

## **(2) 男女共同参画社会の形成**

男性と女性が平等な立場で、ともに責任と役割を担うことができる男女共同参画社会を実現するため、様々な機会を通じて男女平等意識と男女共同参画の意識の醸成を図り、社会の対等な構成員として自らの選択によってあらゆる分野の活動に自由に参画し、ともに責任を担いあうような総合的な男女共同参画体制の構築に取り組みます。

## **(3) 地域間交流・国際交流**

### **i) 地域間交流・連携**

秋田県では、秋田・青森・岩手の3県による「北東北広域連携構想」により観光などの分野を中心に広域連携を推進していることから、このような流れに対応しつつ、様々な交流を通じて新市の活性化を図るため、北東北3県を中心に他地域の住民との交流・連携に積極的に取り組むとともに、民間団体による地域間交流・連携を支援します。

### **ii) 国際交流**

秋田は環日本海地域、とりわけ対岸地域との経済・技術交流の拡大などを進めていることから、環日本海地域を中心に様々な国や地域との相互理解を深め、幅広い分野での国際交流を促進することで、新たな視点での地域づくりを進めます。

学校教育における英語教育や中学生海外派遣事業、国際交流に係るイベントへの住民参加の促進に取り組むとともに、学校教育などにおいてインターネットを活用した海外との交流を推進します。さらに、これまでの国際交流活動を礎として姉妹都市との提携を検討するとともに、住民や民間団体が主体的に取り組む国際交流活動の支援に取り組めます。

## [主要事業等]

### ハード事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
情報拠点・通信施設の整備	CATV網の整備、通信用鉄塔建設	1,639

### ソフト事業

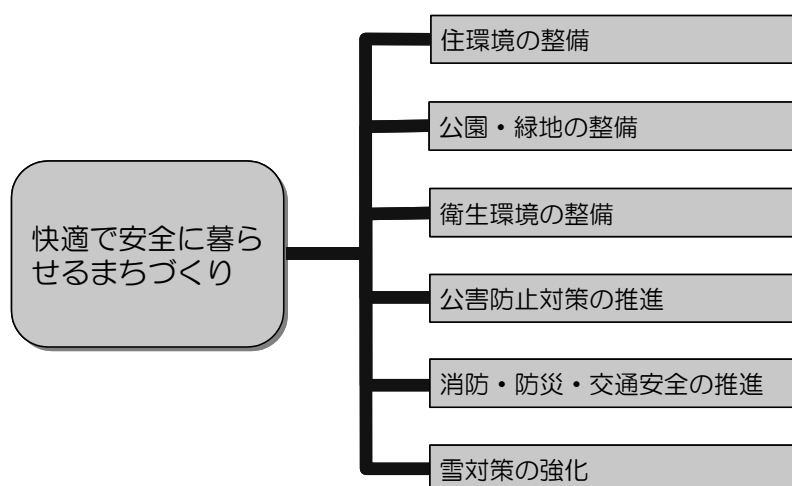
主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
地域情報化計画の策定	情報化計画の策定	445
情報共有化推進事業	行政・地域間情報共有システムの構築	
情報技術普及事業	IT講習、指導者育成	
男女共同参画計画の策定	男女共同参画に関する計画の策定	
まちづくり機会等女性参画推進事業	まちづくり企画、審議会等への女性参画推進	
中高生海外派遣事業	海外研修支援	
ふるさとサポーター事業	サポーターの育成・活動支援	

## 第7節 快適で安全に暮らせるまちづくり

快適で安全な生活環境を創造するため、必要な施設・基盤の整備を進めるとともに、住民・事業者・行政が連携し、循環型地域社会の構築に取り組みます。また、地域住民の安全・安心を確保する地域の安全活動など、住民の生命と財産が守られるまちづくりを進めます。

[実現目標]

目標項目	現在値 (平成14年度)	目標値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
公営住宅等世帯数比率	1.7 %	2.0 %	2.3 %
一人あたり公園面積	28.5 m <sup>2</sup>	29.0 m <sup>2</sup>	29.5 m <sup>2</sup>
一人一日あたりゴミ排出量	994 g	960 g	930 g
農業用廃プラスチック収集量	65,467 kg	60,000 kg	50,000 kg
自主防災組織(団体)数	109 団体	120 団体	130 団体
クリーンアップ事業参加者数(公園)	566 人	700 人	1,000 人



## (1) 住環境の整備

都市化に伴って住民の都市的サービスへの需要が増えていることから、住民がゆとりと潤いを感じることができるまちづくりを進めるため、自然環境や景観との調和を図りながら、市街地整備や都市計画事業を計画的に実施します。また、若年層の定住やIターン・Uターン・Jターンを促進するため、若者に魅力のある住宅地の開発に努めるとともに、公共施設をはじめとして、高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、防犯性を高めることも考慮したバリアフリー化を進めます。

## (2) 公園・緑地の整備

住民が憩い、レクリエーションや交流の場を整備するとともに、防災拠点を確保するため、都市計画公園等公園・緑地の整備を計画的に進めます。また、街並みや景観に潤いを与えるため、公共施設や道路などの緑化を進めます。

## (3) 衛生環境の整備

循環型地域社会の形成に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を促進するため、分別収集のさらなる徹底を進めます。また、ごみの減量化には住民一人ひとりの取り組みが重要であることから、住民の環境意識の高揚を図るため、ごみ処理や環境にやさしいライフスタイルなどに関する情報提供を進めます。一部の不燃物のごみ処理施設では処理能力が限界に達してきている所もあり、新たな埋め立て場の確保とあわせて、ごみ処理施設の整備を検討します。

し尿処理については、し尿・農業集落排水が増加していることから、処理施設の浄化槽汚泥処理施設への改造や規模の改修などの整備、また、下水汚泥処理については、脱水・乾燥処理機等によるコンポスト化など有効活用を図り、優しい環境づくりを目指します。

斎場・霊園については、住民の需要動向を把握して、公園化を踏まえて整備を検討します。

## (4) 公害防止対策の推進

平成元年に完成した玉川中和処理施設によって玉川の除毒対策が進んだ一方、大気汚染・水質汚濁・悪臭に対する苦情件数は依然として多いため、関係機関との連携を図りながら、公害監視体制の充実を進めて発生源対策を検討するとともに、事業者に対して公害防止対策に関する指導に努めます。

また、化学物質を利用した製品が身の回りに増えるに伴って、ダイオキシン類等環境ホルモンによる環境汚染が懸念されることから、事業者に対して規制に関する情報提供を進めるとともに、化学物質の適切な管理を促進します。

## (5) 消防・防災・交通安全の推進

新市の面積は約 866km<sup>2</sup>と広く、東側に奥羽山脈、西側に出羽丘陵という地形であり、この中を一級河川である雄物川、その支流の玉川が貫流しており、また秋田自動車道等主要幹線が縦横にはりめぐらされていることから、自然災害や交通事故などの災害が発生しやすい状況にあります。このため災害の発生時に迅速に対応できるよう、関係機関との連携を図りながら、防災施設の整備・充実、救急救命士の増員等防災体制の強化を進めます。また、地域としての防災能力を向上させるため、自主防災組織の育成を支援するとともに、住民の防災意識の啓発を図ります。加えて、耐震性のある消防本部及び関連施設を整備し、消防・救急体制の強化を図ります。

今後、交通量の増大・運転者の高齢化・交通行動の多様化にともなって、交通事故の増加が懸念されることから、安全な道路交通環境を確保し、交通安全施設の整備を進めるとともに、幼児から高齢者まで交通安全意識を啓発するため、交通安全教育や広報活動などを進めます。

## (6) 雪対策の強化

新市は県内でも有数の豪雪地帯に位置しており、降雪の多い時期には通勤・通学、買い物など日常生活や物流・交通等経済活動にも支障が生じています。このため、冬期間の安全で快適な生活を確保するよう関係機関との連携を図りながら、歩道除雪など道路事情に即した機能的な道路の除排雪を行うなど地域の除雪体制の整備・充実を図ります。特に、幅員が狭く除雪車が入らない生活道路・通学路はきめ細かい対応をします。高齢者世帯などの雪下ろし作業等については、住民のボランティア活動と行政が一体となった支援体制づくりを進めます。

また、環境にやさしく、経済的な消雪（融雪）・流雪施設の整備を進めます。

## [主要事業等]

### ハード事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
住宅等整備事業	高齢者生活支援ハウス・公営住宅等の建築	13,756
公園・緑地等整備事業	総合公園、特定地区公園、駅前広場、緑地等整備	
廃棄物処理事業	最終処分場の建設、分別収集車更新	
広域斎場建設事業	斎場の改築	
消防施設整備事業	防火水槽建設、ポンプ積載車・ポンプ更新、消防本部及び関連施設 の整備	
防災施設整備事業	水防倉庫・備蓄倉庫整備	
交通安全施設等整備事業	道路照明、カーブミラー等の整備	
除雪機械整備事業	ドーザ、ロータリー、グレーダ等の購入	
消雪パイプ等設置事業	消雪パイプ、流雪溝の設置	

### ソフト事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
全市一斉クリーンアップ事業	市民一斉クリーンアップの実施	3,233
花いっぱい運動支援事業	ボランティア等の自主的活動支援	
ゴミ減量・リサイクル推進事業	減量化のシステム整備、リサイクル促進	
地域防災計画の策定	防災計画策定・ハザードマップ作成	
自主防災組織育成事業	組織育成、訓練等活動促進	
除排雪対策事業	除排雪の徹底、民間委託の推進	
雪下ろし支援事業	高齢者世帯ボランティア組織育成	

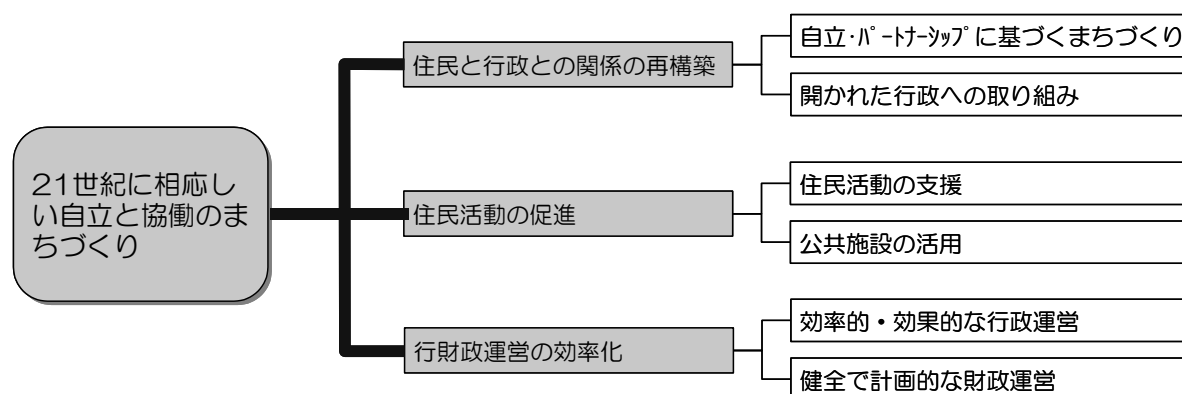
## 第8節 21世紀に相応しい自立と協働のまちづくり

住民や事業者等地域コミュニティを構成する関係者が、まちづくりの担い手として主体的かつ自立したまちづくりを進められるよう、行政との協働・役割分担を進めます。

行政は、まちづくりにかかるコスト（行財政コスト）の削減に努め、住民や事業者等が出し合ったまちづくりのためのお金（税金等）を効率的・効果的に使えるようにします。

[実現目標]

目標項目		現在値 (平成14年度)	目標値 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
地域づくり団体(まちおこし等自主活動団体)	団体数	29 団体	50 団体	70 団体
	登録者数	448 人	700 人	1,000 人
ボランティア(NPO等)活動組織	団体数	62 団体	100 団体	150 団体
	登録者数	613 人	1,000 人	1,500 人
公営(三セク含む)施設宿泊者数		45,890 人	50,000 人	55,000 人
ホームページアクセス数		259,675 件	30 万件	35 万件
行政懇談会等開催回数		120 回	130 回	150 回





## (1) 住民と行政との関係の再構築

### i) 自立・パートナーシップに基づくまちづくり

これからのまちづくりを行政主導の画一的なものではなく個性的で魅力あるものとするためには、住民・事業者・行政・ボランティアや NPO(注)等地域の全ての構成員が新市の将来像を共有しながら対等な立場で連携し、各々の役割分担のもとで主体的に責務を果たすことが求められます。

住民・事業者・行政・ボランティアや NPO 等に対しては、自主的・積極的に課題の解決に取り組み、自ら考え自ら行動することで、魅力あふれる新市を創りあげていくという姿勢が求められます。

そのためには、行政として、住民や事業者等が自主自立の精神で自らの地域を経営していくという自治意識の醸成を図ると同時に、住民参加の枠組みの整備や、多彩な地域づくりのコーディネートの実施など、パートナーシップ型のまちづくりが進むような施策を展開します。

### ii) 開かれた行政への取り組み

住民等を主役とする、パートナーシップ型の自立したまちづくりを進めるために、住民や事業者等に対して常に開かれた行政となるよう、新しいまちづくりシステムを構築します。

#### ①住民との協働の仕組みづくり

まちづくりの様々な分野・個別の施策展開においては、行政サービスの向上や新たに計画する事業展開による新市の活性化のため、課題抽出・計画立案の段階から住民や事業者等が参画する枠組み、あるいは行政サービス内容に関する住民意見を直接聴取・反映する機会を拡充する枠組みを設け、条例等で参加・協働の機会を保障するまちづくりシステムを構築します。

#### ②住民との情報共有

住民や事業者等が地域経営に主体的に取り組むために必要となる、まちづくりに関するあらゆる情報を共有するため、広報やインターネットなどを活用した積極的な情報提供を行うほか、情報公開コーナーの充実を図り、住民等からの必要な情報の請求・照会に迅速に応えるようにします。

また、市の歴史資料として重要な行政文書や古文書等を収集・保存し後世に伝えるとともに、これらを広く公開するための施設の整備を図ります。

…NPO… 民間非営利団体のこと。継続的、自発的に社会活動を行う、営利を目的としない市民活動団体

## **(2) 住民活動の促進**

### **i) 住民活動の支援**

#### **①コミュニティ活動・ボランティア活動の支援**

新市のまちづくりや自然環境の保全・管理をはじめ、文化・スポーツ・福祉・防災など住民自らが主体的に参加して取り組むまちづくり活動を促進するため、自治活動や文化団体、スポーツ団体等のコミュニティ活動、ボランティア活動及びNPO法人等の活動の支援を推進します。

また、インターネットなどを活用したコミュニティ活動・ボランティア活動の情報発信を進め、広く住民や事業者等の参加を促進します。

#### **②組織や人材の育成**

住民・事業者・NPO等が地域経営における対等なパートナーとしてまちづくりに取り組めるように、住民意識の改革・啓発などを進めるとともに、まちづくりを牽引するコミュニティ活動・ボランティア活動を担う組織や人材の育成および支援に取り組めます。

### **ii) 公共施設の活用**

福祉分野や文化活動などをはじめとして、まちづくりの展開に伴う住民の非営利の活動は、日常生活の上で不可欠なものとなっています。こうした活動を一層促進していくために、公民館や集会所、コミュニティセンターなどの活動の場を住民サークルやNPO等の団体に優先的に提供します。

また、合併により余剰が生じる公共施設を有効に活用し、ボランティア活動やNPO等住民の様々な活動の拠点となる事務・活動環境の整備など地域コミュニティ醸成のための環境整備を進めます。

### **(3) 行財政運営の効率化**

#### **i) 効率的・効果的な行政運営**

##### **①効果的な行政運営**

地方分権の進展により、地域の特性や課題・ニーズを的確に把握し、個性と地域間競争力を備えた効果的な地域経営が求められています。

地域の特性や課題・ニーズを的確に把握し個性的で効果の高い事業展開のためには、地域の特色ある施策ができることなど、様々な取り組みを通じ、地域の住民や事業者などと積極的に協働し、検討・実践していくこととします。

##### **②効率的な行政運営**

きめ細かい事業展開などには要員や費用が少なからず必要となりますが、厳しい財政状況の中ではそのような余裕はあまりありません。事務事業や施策の総合的評価や優先度を踏まえた適切な進行管理に努め、効率的に事業・施策を実施する行政運営が求められています。

効率的な行政運営のため、職員一人ひとりおよび組織としての政策立案などの能力を向上させると同時に、施策・事業の目的・効果・コスト等を総合的に評価し見直しに取り組みます。また、全てを行政で抱えるのではなく、住民・事業者・NPO等民間活力・ノウハウを最大限に活用し効率的な施策・事業の実施運営を図ります。

#### **ii) 健全で計画的な財政運営**

少子高齢化は今後とも一層進み、高齢者の社会福祉や社会保障などの行政経費は確実に増大する一方で、低経済成長による税収の伸び悩みも予想されることから、厳しい財政状況が続く見込みですが、その中でも活力あるまちづくりへの投資を行っていく必要があります。

そのため、現在の財政状況や将来の財政予測に基づき、コスト削減などによる歳出の抑制、および滞納整理などによる確実な税収の確保によって財政状況をより一層良好な状態へと改善します。同時に、行財政改革の推進や予算の重点配分・傾斜配分などによる効率的・効果的な財源の配分を行い、最小の経費で最大の効果を上げるように施策・事業を執行します。さらに、行政サービスに係るコストについては、施策・事業の公益性や必要性を勘案しながら適正な受益者負担を確保し、過度の財政への負担を避けます。

## [主要事業等]

### ハード事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
庁舎建設事業	庁舎建設	5,940
地籍調査事業	地籍調査	
証明書等自動交付機導入事業	住民票等自動交付機購入	
公文書館整備事業	公文書館整備	

### ソフト事業

主要事業名	事業概要	予定事業費 (百万円)
総合計画の策定	総合計画の策定	2,005
国土利用計画の策定	国土利用計画の策定	
過疎地域自立促進計画の策定	過疎地域自立促進計画の策定	
自治基本条例の制定	条例の制定	
自治組織支援事業	自治組織支援(道路・地区公園等管理委託など)	
市民活動支援事業	NPO 等活動支援(余剰施設提供支援)	
地域通貨導入支援事業(再掲)	通貨発行体制の整備支援、地域内での流通促進	
行財政改革アクションプランの策定	行財政改革アクションプランの策定	
行政評価システムの構築	事務事業評価・見直し等	
公共施設の市民管理方式の推進	地区公園、会館等、道路管理等	
電子自治体推進事業	電子自治体システム群の導入・活用	

## 第6章 新市における秋田県事業の推進

秋田県では市町村合併支援プランに基づいて、合併市町村のまちづくりが着実に進み、目指す将来像が実現されるよう県事業の推進や財政支援等を実施することとしています。

新市において、秋田県が主体的に関わる主な事業は次のようになっており、特に農林業・道路・河川・下水道関連の基盤整備を中心として、速やかな一体性の確保や魅力ある地域づくりを支援することとしています。

### (1) 農林業の振興

農林業の生産性の向上を図るため、ほ場の区画整理や大規模化、ため池改修、農林道等の整備など、立地条件に応じた生産基盤の整備を推進します。

県の事業名等	事業概要もしくは地域名
ため池等整備	大滝沢地区、宗谷堰地区、宗谷堰2期地区、沢山地区
かんがい排水	小友川地区、山城水系3地区、上黒土北地区
経営体育成基盤整備	土崎小荒川地区、下夕野地区、神岡下川原地区、小種地区、及水地区、大浦沼地区、横堀地区、四ツ屋東部地区、横沢地区、中仙南部地区、八幡地区、堀板地区、花館地区、豊川地区、豊川2期地区
広域営農団地農道整備	仙北北部第2地区
ふるさと農道整備	明光沢地区、清水地区
一般農道整備	黒森2期地区、仙北中央3期地区
高能率生産団地基盤整備	基幹作業道(湯元団地、立石団地、スバリ団地)
流域循環資源林整備	林道(前沢線)

## (2) 地域間道路ネットワーク整備

地域間交流の活性化を図るため、本庁舎が置かれる新市の中心部と合併関係市町村の中心部を連絡する骨格道路、8市町村間の公共施設等の共同利用や住民の交流を促す地域間交流道路及び高速道路インターチェンジや空港への連絡道路の整備を推進します。

区分	路線名等
骨格道路	一般国道105号 主要地方道角館六郷線 主要地方道神岡南外東由利線 主要地方道本荘西仙北角館線
地域間交流道路	主要地方道大曲大森羽後線 主要地方道四ツ屋神岡線 主要地方道大曲田沢湖線 一般県道土川中仙線 一般県道千畑大曲線
高速道路インターチェンジ 連絡道路	一般国道341号

## (3) 自然環境の保全

県土の保全や水源の涵養等森林の公益的機能を発揮させるため、保安林の整備や治山施設等の整備を推進するとともに、河川の氾濫や土砂災害等から人命や財産を守り、安全で安心な地域をつくるため、ダムや河川改修等の施設整備を推進します。

県の事業名等	事業概要もしくは地域名
生活環境保全林整備	森林整備、車道、歩道(八乙女山)
集落水源山地整備	治山ダム、森林整備、車道、歩道(坊田黒沢)
河川総合開発	真木ダム
砂防事業	床固工(川口川)
広域基幹河川改修	淀川、土買川改修

## (4) 生活環境の整備

快適で安全な生活環境を創出するため、流域下水道への流入量の増加に合わせ、管渠の複線化や処理場の増設を行います。

県の事業名等	事業概要もしくは地域名
秋田湾・雄物川流域下水道	大曲・神岡幹線、大曲処理センター

# 第7章 公共施設の適正配置と整備

## 第1節 既存施設の統合・整備

### (1) 既存施設の適正配置

第2章第5節で整理したように、8市町村それぞれで多種多様な公共施設が整備されているため、新市では施設の重複が少なからず生じることとなります。多数の施設を抱えることは、それらを維持管理していくための人的・費用的負担が新市の行財政に少なからず影響を及ぼすことから、最小のコストで最大のサービス効果をあげるような、施設の適正配置・運営が必要となります。

同種の役割・機能を有する公共施設については、次のような観点から適正配置に向けて統廃合を図っていきます。その際、公共施設は住民サービスに関係することから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮していくこととします。

- ・新市域全体のバランスは適正か
- ・新市の一体的・効率的な都市運営に必要なか、貢献しているか
- ・地域の特殊性等施設や機能の存続意義があるか
- ・当該施設を用いて提供されるサービスは、住民に近いことが極めて重要かどうか
- ・施設の利用者数等ニーズが一定以上あるか
- ・廃止された場合の代替策はあるか、その代替策で著しく利便性が低下しないか
- ・統廃合を比較検討する他の施設に比べ老朽化が進んでいるか
- ・統廃合を比較検討する他の施設に比べた運営コストは高いか
- ・役割転換(転用)や機能追加は可能か

### (2) 既存施設の拡充

厳しい財政状況下で、新たに行政サービスを拡充していくためには、既存の施設を最大限有効に活用していくことが必要不可欠です。

特に、旧町村の役場庁舎については、従前から地域における行政サービスの中核拠点であり、地域住民にも親しみのある施設であることから、今後も重要な役割を担うべく、ネットワーク整備等の機能強化を図っていくと同時に、新たなサービス展開においてもこの拠点を拡充する形で必要な機能を補い、他の公共施設との複合的な利用を図る等、有効活用していくこととします。

既存施設の拡充は、莫大な整備・運営コストを伴う新設に比べ、低コストでサービス向上を図ることができることから、住民ニーズに対応した各地域における新サービスの提供に当たっては、まずは既存施設におけるサービスメニューの拡大を図ることとし、必要に応じて若干の施設の改修等で対応できるように知恵を絞ります。特に、バリアフリー社会の構築に向け、施設のバリアフリー化が求められていることに伴い、バリアフリー施設の新設・更新もしくは既存施設のバリアフリー化が検討・推進されている他、学校等老朽化した施設の更新もしくは補修・改修が検討・推進されていくことになることから、これらのテーマについては、できる限り既存施設を活かす形で進めていくこととします。

また、若干の施設改修で対応が困難な場合は、より低コストに実現するべく、別途新設するのではなく、できる限り既存施設に増築する形で対応していくこととします。

なお、これら既存施設の拡充に当たっては、拡充の根拠となる新たなサービス・機能について、十分なマーケティング調査や住民意向等を多角的に検討し、本当に必要とされているサービス・機能かどうかを判断した上での実施が大前提となります。

## 第2節 新規施設の効率的整備

機能・役割が重複する施設がある一方で、利用頻度の低い施設やサービス、あるいは時代の変遷に伴い新市全域で新たに必要となっている施設やサービスがあり、必要に応じて適宜整備を検討・実施していく必要があります。

これらの整備検討にあたっては、行財政運営の効率化を最重要に考え、既存の公共施設に役割・機能を追加する、もしくは既存の公共施設の統廃合に伴い役割転換を図ることをめざします。また、大前提として、住民の意向を十分に考慮します。

既存施設の有効利用が困難な場合のみ、事業の効果や効率性について十分に議論を行った上で、新たに整備していくこととしますが、その際には単一機能の施設とするのではなく、既存施設のうち老朽化が進んでいる施設の機能も追加しスクラップ・アンド・ビルドを進めることで効率的な整備と、住民サービスの向上に努めます。



## 第8章 財政計画

財政計画は、新市施行後15年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を項目ごとに、現況及び過去の実績、現行の地方財政制度等を踏まえながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。

なお、平成17年度から平成26年度までは決算額となっています。

主な内容は次のとおりです。

### 第1節 歳入

#### (1) 地方税

地方税については、現行の制度を基本として、過去の実績推移、今後の見通し等を勘案して推計しています。

#### (2) 地方交付税

地方交付税については、現行の交付税制度により算定しています。また、普通交付税については、合併に伴う算定の特例（合併算定替）による増加額が平成27年度から5年間で段階的に縮小されることから、その影響額を反映しています。

#### (3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績により推計しています。

#### (4) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績により推計しています。

#### (5) 国・県支出金

国庫支出金及び県支出金については、後年度予定事業の実施にあたり積極的な補助制度の活用を前提として推計しています。

#### (6) 地方債

地方債については、新市建設計画に基づく諸事業に伴う地方債（合併特例債を含む）等を見込んでいます。

## 第2節 歳出

### (1) 人件費

人件費については、定員適正化計画に基づく一般職職員の減等を見込んでいます。

### (2) 物件費

物件費については、公共施設の統廃合、譲渡等を進めることにより、需用費などの管理経費や臨時職員賃金の一層の縮減を見込んで推計しています。

### (3) 扶助費

扶助費については、これまでの実績を考慮した額に生活保護費等の増加分を加えて推計しています。

### (4) 補助費等

補助費等については、過去の実績推移等を踏まえ、今後の一部事務組合への負担金の増減等も考慮して推計しています。

### (5) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に基づく主な事業費及びその他の経常的な事業費を見込んでいます。

### (6) 公債費

公債費については、平成28年度以降の普通建設事業費等の財源として発行する地方債の見込額に係る償還金を推計しています。

### (7) 積立金

積立金については、財政調整基金等に計画的に積み立てることを見込んでいます。

### (8) 繰出金

繰出金については、現行制度を基本とした各種保険事業への繰出しと、上・下水道事業会計に関しては将来の収支見通しを勘案して推計しています。

## 歳入歳出の推移

### 歳入

(単位:百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	7,451	7,493	8,221	8,134	7,976	7,850	7,816	7,799	7,922	7,948
地方譲与税	1,344	1,608	994	964	905	881	860	808	771	739
利子割交付金等	53	51	63	40	36	33	28	27	56	63
地方消費税交付金	870	895	880	834	868	867	843	834	827	1,002
ゴルフ場利用税交付金	19	21	19	19	19	16	17	17	14	15
自動車取得税交付金	301	314	279	251	182	165	131	198	157	93
地方特例交付金	235	172	55	106	117	146	128	26	26	27
地方交付税	19,975	19,491	19,073	19,165	19,703	21,007	21,760	21,665	21,497	21,197
交通安全対策特別交付金	24	24	23	21	20	19	18	18	18	16
分担金及び負担金	214	180	183	249	257	260	265	445	445	415
使用料及び手数料	830	826	848	904	780	774	747	488	496	473
国庫支出金	5,060	5,707	4,207	5,050	7,506	8,467	6,409	5,027	9,258	6,254
県支出金	2,472	2,333	2,741	2,661	2,912	2,593	3,023	2,926	3,917	3,391
財産収入	106	112	117	107	71	78	89	53	70	76
寄附金	5	11	36	9	13	9	14	26	54	10
繰入金	1,959	1,875	2,325	977	181	105	327	212	117	281
繰越金	1,365	1,425	1,400	868	1,031	939	979	978	859	912
諸収入	1,699	1,681	1,481	1,814	1,676	2,003	2,043	2,176	2,086	1,740
地方債	6,613	8,274	6,209	5,242	5,126	5,661	4,114	3,887	6,042	6,809
歳入合計	50,595	52,493	49,154	47,415	49,379	51,873	49,611	47,610	54,632	51,461

(単位:百万円)

区 分	H27	H28	H29	H30	H31
地方税	7,800	7,754	7,655	7,350	7,300
地方譲与税	774	756	748	740	733
利子割交付金等	58	65	65	65	64
地方消費税交付金	1,679	1,554	1,646	1,899	1,880
ゴルフ場利用税交付金	16	14	14	14	14
自動車取得税交付金	107	117	0	0	0
地方特例交付金	28	29	29	29	29
地方交付税	20,586	19,820	19,485	19,275	19,111
交通安全対策特別交付金	17	19	18	18	18
分担金及び負担金	227	180	176	174	172
使用料及び手数料	452	493	471	487	457
国庫支出金	6,048	5,961	4,980	4,778	4,650
県支出金	4,423	3,956	3,384	3,184	3,188
財産収入	132	107	77	77	77
寄附金	16	9	60	60	60
繰入金	232	728	723	622	312
繰越金	1,139	1,100	845	476	369
諸収入	1,540	1,838	1,865	1,865	1,863
地方債	5,095	3,337	4,926	5,293	4,098
歳入合計	50,369	47,837	47,167	46,406	44,395

歳 出

(単位:百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	9,438	8,775	8,576	8,085	7,829	7,741	7,473	7,324	7,097	7,041
物件費	7,023	6,176	6,083	5,541	6,272	5,992	6,241	4,969	4,929	5,193
維持補修費	404	373	402	395	379	409	431	2,084	1,942	1,671
扶助費	3,941	4,124	4,296	4,316	4,612	5,712	6,001	5,747	5,885	6,222
補助費等	5,744	5,946	5,968	7,232	7,802	6,736	7,168	7,417	7,839	8,340
普通建設事業費等	9,218	11,679	8,796	6,846	7,202	8,785	5,905	4,235	11,139	7,701
公債費	6,703	6,795	7,138	6,884	6,763	7,078	6,913	6,809	6,578	6,093
積立金	1,055	1,205	1,354	818	1,148	1,254	1,048	774	986	811
投資及び出資金・貸付金	874	960	633	1,050	1,010	1,279	1,321	1,408	1,313	1,140
繰出金	4,770	5,061	5,040	5,217	5,423	5,908	6,132	5,984	6,012	6,110
歳出合計	49,170	51,094	48,286	46,384	48,440	50,894	48,633	46,751	53,720	50,322

(単位:百万円)

区 分	H27	H28	H29	H30	H31
人件費	6,940	6,883	6,725	6,595	6,366
物件費	5,265	5,401	5,315	5,234	5,154
維持補修費	1,466	1,790	1,807	1,828	1,850
扶助費	6,492	6,557	6,163	6,194	6,225
補助費等	8,474	8,792	9,136	8,364	7,689
普通建設事業費等	6,723	4,033	4,152	4,347	3,641
公債費	5,998	5,832	5,964	6,056	5,757
積立金	437	402	104	104	79
投資及び出資金・貸付金	1,023	887	880	880	880
繰出金	6,451	6,415	6,445	6,435	6,445
歳出合計	49,269	46,992	46,691	46,037	44,086